

# 小野町公共施設等総合管理計画

## 改訂版



《第3版》

令和4年3月改訂

福島県田村郡小野町



# 目次

<b>第1章 背景と計画</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画.....	1
1.1.1 目的.....	1
1.1.2 公共施設等の定義.....	1
1.1.3 計画期間.....	2
1.2 背景.....	2
1.2.1 公共施設等の更新問題.....	2
1.3 公共施設等の更新問題への対処.....	3
1.4 国の動向.....	4
1.4.1 インフラ長寿命化基本計画.....	4
1.4.2 計画の位置づけ.....	4
<b>第2章 本町の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
2.1 人口と財政.....	5
2.1.1 人口動向.....	5
2.1.2 財政の状況.....	7
2.2 公共施設等の現状と課題.....	16
2.2.1 公共施設の現状.....	16
2.2.2 インフラ施設の状況.....	26
2.2.3 公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み.....	27
2.2.3 公共施設等の問題点.....	33
<b>第3章 公共施設等のマネジメント</b> .....	<b>34</b>
3.1 基本方針のコンセプト.....	34
3.1.1 現状や課題に関する基本認識.....	35
3.2 マネジメントの基本方針.....	35
3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針.....	35
3.2.2 インフラ施設の管理に関する基本方針.....	36
3.3 マネジメントの実施方針.....	36
3.4 マネジメントの実行.....	38
3.4.1 マネジメントの実施体制.....	38
3.4.2 計画的・効率的な維持管理.....	39
<b>第4章 施設分類別の基本方針</b> .....	<b>40</b>
4.1 公共施設の基本方針.....	40
4.2 インフラ施設の基本方針.....	43



## 第1章 背景と計画

### 1.1 計画

#### 1.1.1 目的

本計画の目的は、公共施設及びインフラ施設が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指すものです。

これまで町では、学校教育系施設、公営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設などの公共施設や道路、上水道などのインフラ施設（社会基盤施設）について長期的・戦略的な視点での管理運営や維持更新を目指して、平成28年12月に「小野町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施してきました。



【図 計画の目的】

#### 1.1.2 公共施設等の定義

本計画における公共施設及びインフラ施設は、小野町公共物管理条例(第2条)との整合を図り、次のとおりとします。

##### 公共施設

公用又は公共の用に供するため町が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいう。

##### インフラ施設

社会資本として町が整備する道路、河川、橋りょう、上水道、公園、その他の工作物（防火水槽等）をいう。

##### 公共施設等

上記の公共施設及びインフラ施設をいう。

### 1.1.3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度から令和 12（2030）年度までの 15 年間とします。なお、今回の改訂においては、施設全体の更新費用等の試算は 40 年間としています。

このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数\*は数十年となるものがあることから、長期的な視点が必要不可欠なこと及び更新費用の推計との整合を図るためです。

本計画は、概ね 5 年ごとに見直すものとしませんが、町の最上位計画との整合性や社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するため、不断の見直しを行うものとしします。

※耐用年数は、物理的耐用年数や法定耐用年数などがあり、特に法定耐用年数は建物などの固定資産に係る税務上の減価償却費の計算の基礎となる年数であり、財務省令で定められている。

## 1.2 背景

### 1.2.1 公共施設等の更新問題

地方公共団体が持つ資産は耐用年数が 50 年から 60 年のものが多く、戦後に作られた全ての資産が今から更新期に入ります。

歴史上これほど短期間に大量の社会資本を蓄積した時代はありません。

本町の公共施設等も日本全体の傾向と同様に、時代の経過とともに老朽化が進行し、やがて一斉に更新時期を迎えることとなります。

更新費用も一斉に必要なことが予想されますが、厳しい財政環境下にあること、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、更新費用の削減策を伴う財源確保が課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質量両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題を一体的に解決しなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」と言われています。

この公共施設等の更新問題は自治体共通の課題となっており、避けられない問題であるからこそ、早めの対策が必要です。



【図 公共施設等の更新問題】

### 1.3 公共施設等の更新問題への対処

公共施設等の更新問題は、今後の取り組みに応じて、大きく3つのシナリオを描くことができます。

#### 第1のシナリオ

第1のシナリオは、更新問題への対応を決断できないことにより、「公共施設等の機能停止」や「公共施設等が崩壊」するというものです。

公共施設等の老朽化が進行する中で、何から手を付けていいか決断できずに結論を先送りした結果、公共施設等の機能低下が続き、場合によっては建物の崩壊なども伴って、ついには公共施設等の機能を失うというシナリオです。

#### 第2のシナリオ

第2のシナリオは、公共施設等の現状や需要動向などを考慮せず、また、財政状況を省みることなく、今ある公共施設等の全てを維持することにより、管理運営費用及び更新のために借り入れた地方債<sup>※</sup>の返済負担が重しとなって「財政破たん」が起きるといったものです。

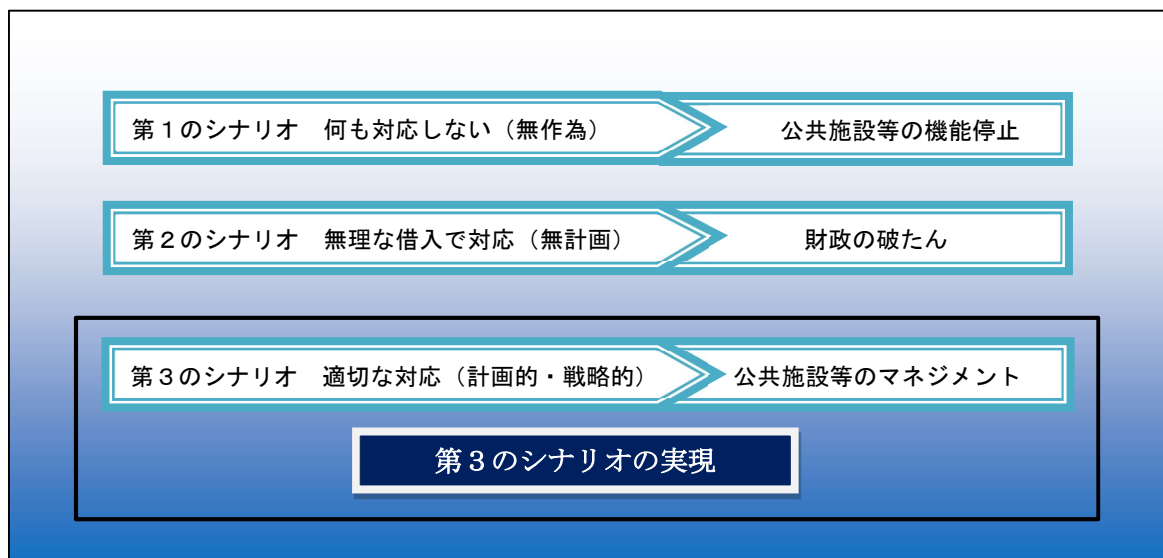
公共施設等の老朽化を前に、漫然と事業を継続することのみを重視した結果、最終的に自治体の財政が破たんするというシナリオです。

#### 第3のシナリオ

第3のシナリオは、早期に決断・対応することにより、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。

つまり、「公共施設等をマネジメント」することにより、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立するというシナリオです。

本町は、第3のシナリオの実現に取り組みます。



【図 3つのシナリオ（取り組みの姿勢）】

※地方債：地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの

## 1.4 国の動向

### 1.4.1 インフラ長寿命化基本計画

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ施設が今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコスト\*の縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づき行動計画を策定し、インフラ施設の戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

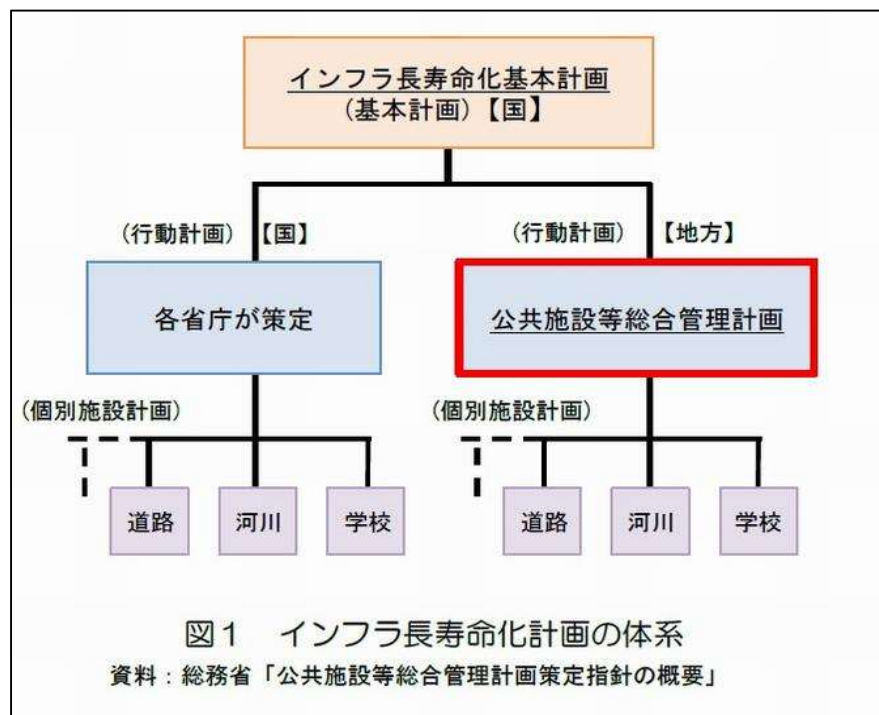
※公共施設やインフラ施設の計画、設計、施工、維持・管理、解体・廃棄に至るまで要する費用の総額を指す。

### 1.4.2 計画の位置づけ

本計画は、小野町公共施設等整備方針検討会議設置要綱第 2 条に基づく、本町の公共施設の整備に関する事項に位置づけるものであり、また、総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の要件を満たすものです。

国からの要請により、地方公共団体が策定することとなった行動計画が「公共施設等総合管理計画」です。今般、総務省による平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」及び、総務省自治財政局財務調査課長通知令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき改訂するものです。

厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。



【図 計画の位置づけ】



## 第2章 本町の現状と課題

### 2.1 人口と財政

#### 2.1.1 人口動向

##### (1) 人口及び世帯数の推移

本町は昭和30年に、小野新町、飯豊村及び夏井村が合併して成立しました。

阿武隈山系中部、田村郡南部に位置し、四方を標高700m級の山々に囲まれた、優れた自然環境資源を有しています。

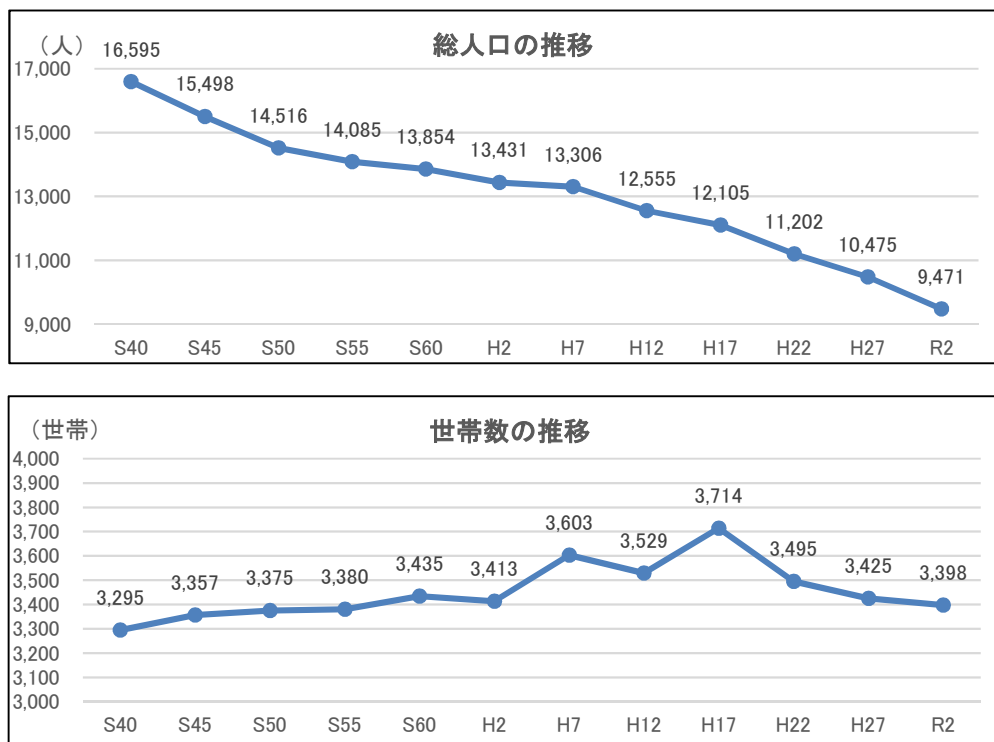
人口の推移を見ると、昭和55年には既に人口減少局面に突入していたと考えられ、平成12年には人口が13,000人を切り、少しずつではありますが、人口減少の速度が加速している様子がうかがえます。昭和40年の本町の人口は、16,595人であり、その後緩やかに減少を続け、平成2年には13,431人となっています。

平成7年に小野インターチェンジが開通したほか、高架橋で磐越自動車道とあぶくま高原道路を出入口で直接接続し、側道で国道349号に接続することができ、交通の便が格段に良くなっています。

平成8年以降は、出生数の減少に加え、それを上回るスピードで死亡数が増加することによる自然減の状態推移しており、今後も少子高齢化による加速度的な人口減少が進行すると考えられます。

平成23年には東日本大震災の影響により、大幅な社会減となり、福島県全体として人口減少が進んでいることがうかがえます。

令和2年10月に行われた国勢調査によると、本町の人口は10,000人を切る9,471人となりましたが、これは40年前の昭和55年と比べて、3割以上の減少となっています。



資料：国勢調査

【図 人口及び世帯数の推移】

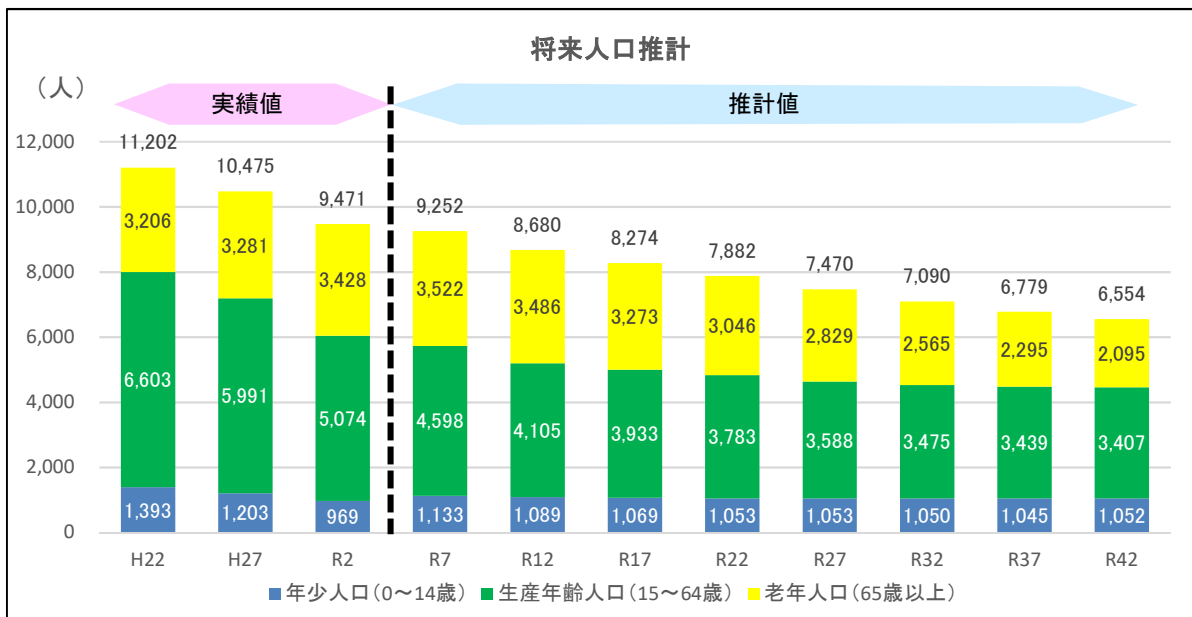
## (2) 人口の将来展望

平成 27 年 10 月作成の「人口ビジョン」において、令和 42 年に 6,554 人（令和 2 年度比：△30.7%減）を町の将来人口の規模として展望しています。

年少人口（0～14 歳）は、合計特殊出生率の向上と社会減から移動均衡への転換により、令和 2 年以降下げ止まりの傾向を示し、その後はほぼ 1,000 人程度で安定して推移します。

生産年齢人口（15～64 歳）は、年少人口より遅れて合計特殊出生率の影響が表れるため令和 27 年頃まで減少を続け、その後は微減・横ばいで推移すると見込まれています。

老年人口（65 歳以上）は、令和 7 年を境に減少に転じます。令和 42 年には 2,095 人まで減少すると推計されます。



資料：小野町人口ビジョン【第1版】

【図 将来人口推計】

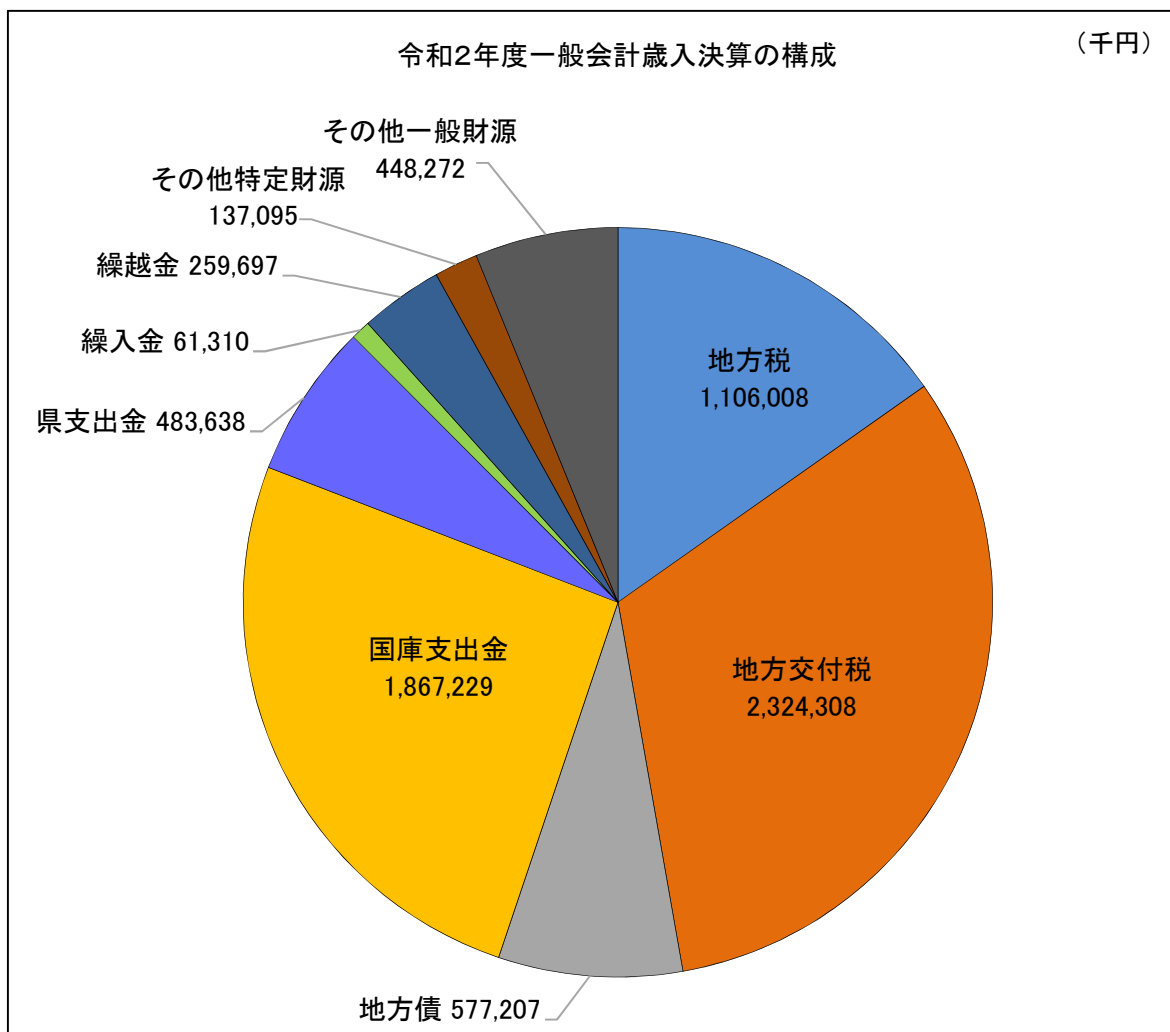
## 2.1.2 財政の状況

## (1) 令和2年度歳入決算額

令和2年度一般会計の歳入決算額は、72億6,476万4千円となりました。

歳入においては、町税、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、寄付金、繰越金、諸収入が前年度決算額を上回り、他の費目については、前年度を下回りました。

構成比では、地方交付税が最も多く23億2,430万8千円で、32.0%、次いで国庫支出金が18億6,722万9千円で、25.7%、次いで地方税が11億600万8千円で、15.2%、次いで地方債発行額が5億7,720万7千円となりました。



※小野町財政データ

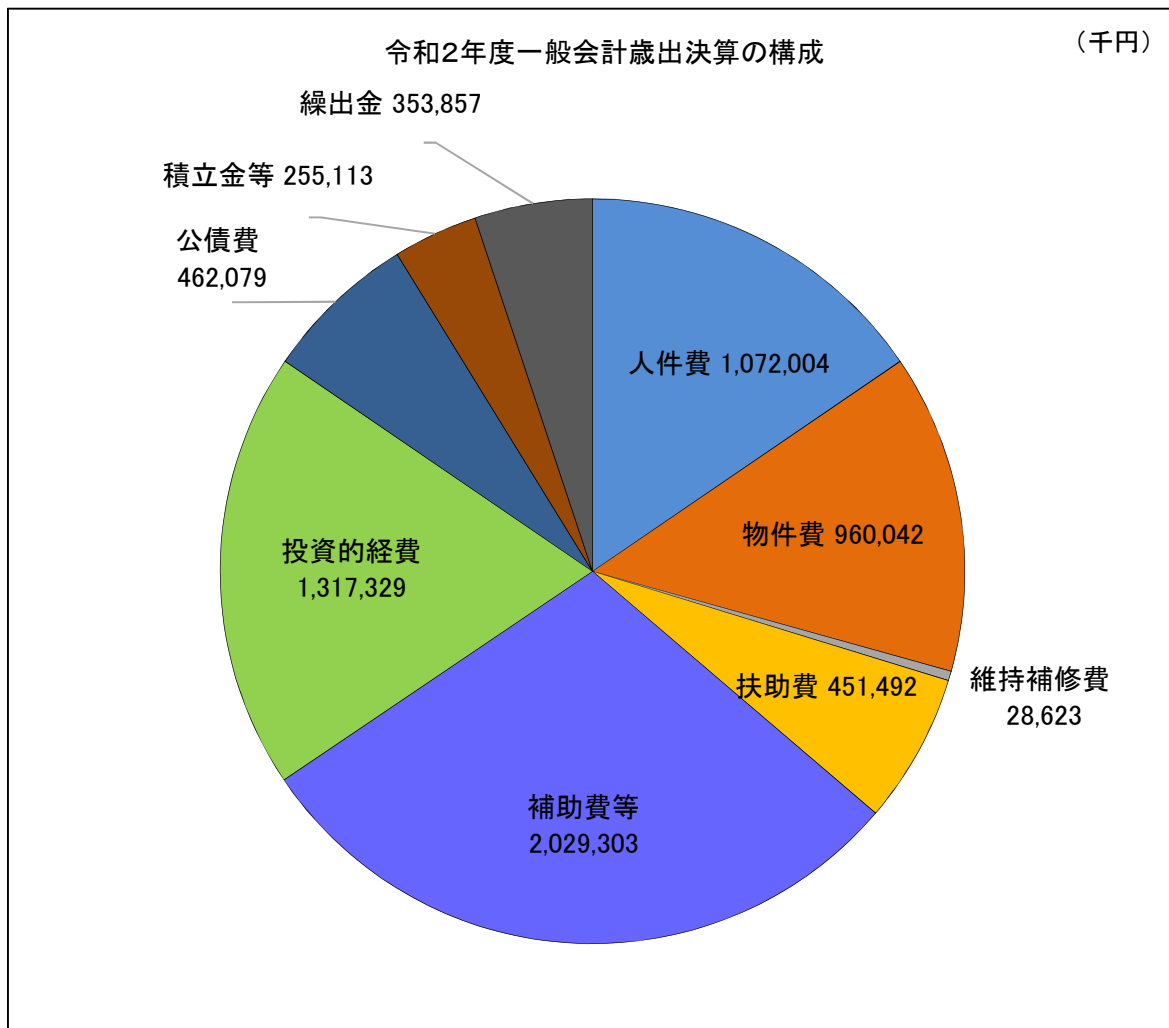
【図 令和2年度歳入決算の状況】

## (2) 令和2年度歳出決算額

令和2年度一般会計の歳出決算額は、69億2,984万2千円となりました。

人件費、物件費、扶助費、補助費等、公債費、積立金等、繰出金が前年度決算額を上回りましたが、その他の費目については前年度決算額を下回りました。

性質別の構成比では、補助費等が最も多く20億2,930万3千円で、29.3%、次いで投資的経費が13億1,732万9千円で、19.0%、次いで人件費が10億7,200万4千円となりました。



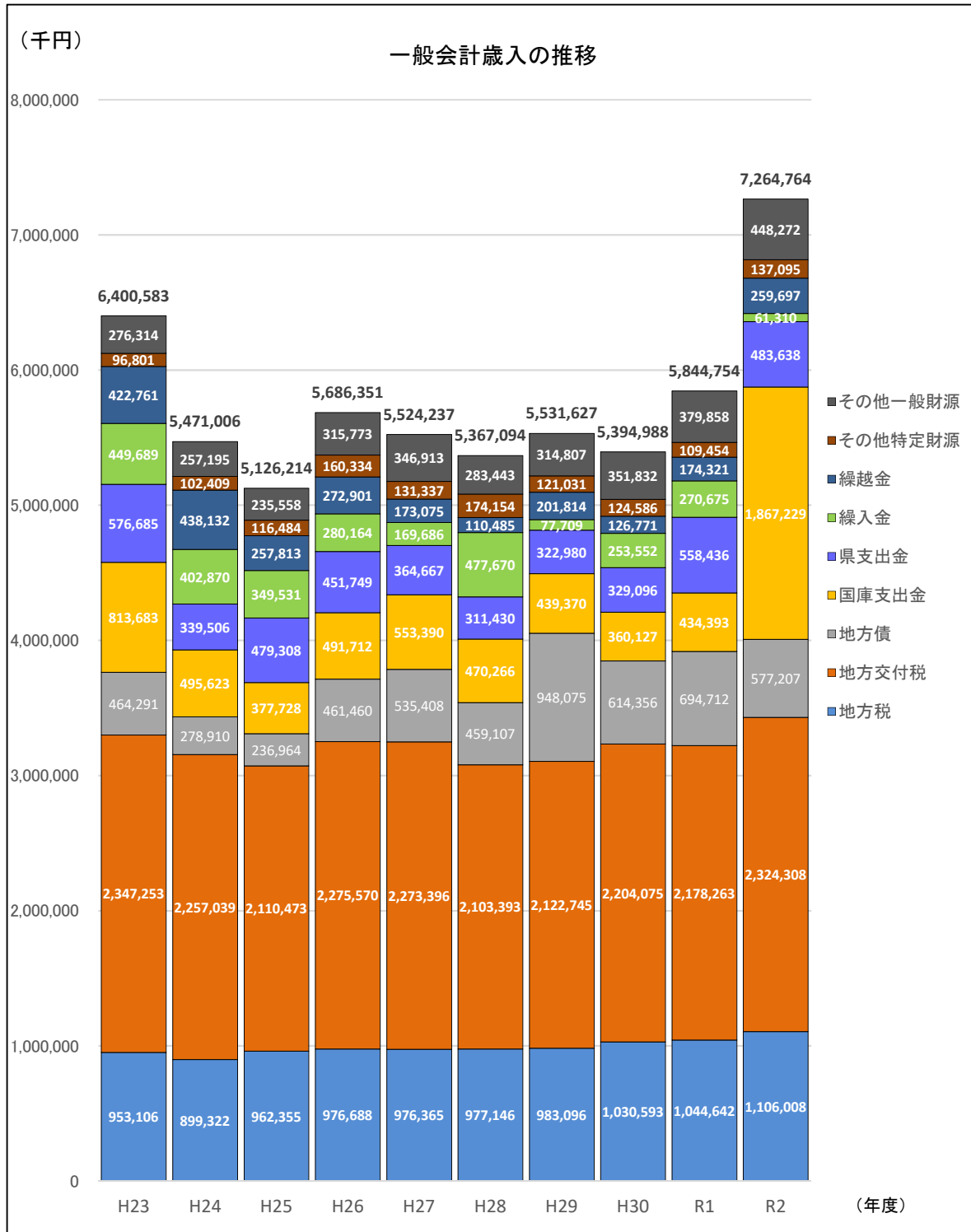
※小野町財政データ

【図 令和2年度歳出決算の状況】

(3) 財政収支の見込み

① 歳入

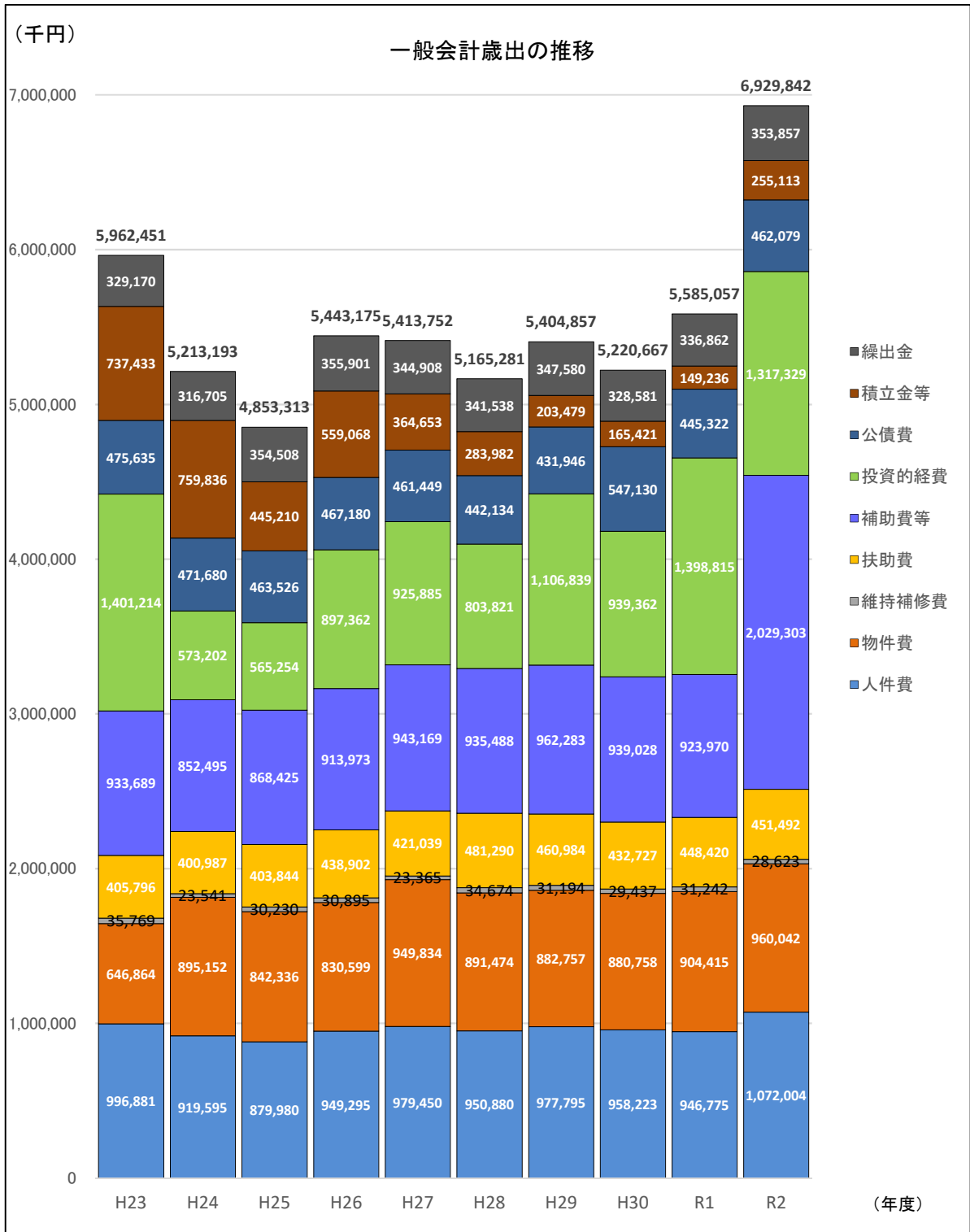
自主財源である町税収入（地方税）については、令和2年度決算額が11億600万8千円となり、今後も概ね10億前後で推移する見込みで、地方交付税は23億2,430万8千円となり、概ね20億円から23億円で推移する見込みです。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症対応に伴う国庫支出金が大幅に増加し、歳入全体を押し上げました。



【図 歳入の推移】

② 歳出

歳出のうち、義務的経費の物件費、扶助費、補助費等については増加傾向であり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う社会的要請により補助費等が大幅に増加し、歳出全体を押し上げました。



**(4) 投資的経費の推移**

## ① 過去10年における投資的事業

公共施設の老朽化に伴う更新費用を確保するには、本町が投資的経費をどの程度負担できるかを推計するため、過去の一般会計における投資的経費の実績を分析しました。

東日本大震災復旧復興事業を除く過去10年間における主な投資的事業は次のとおりです。

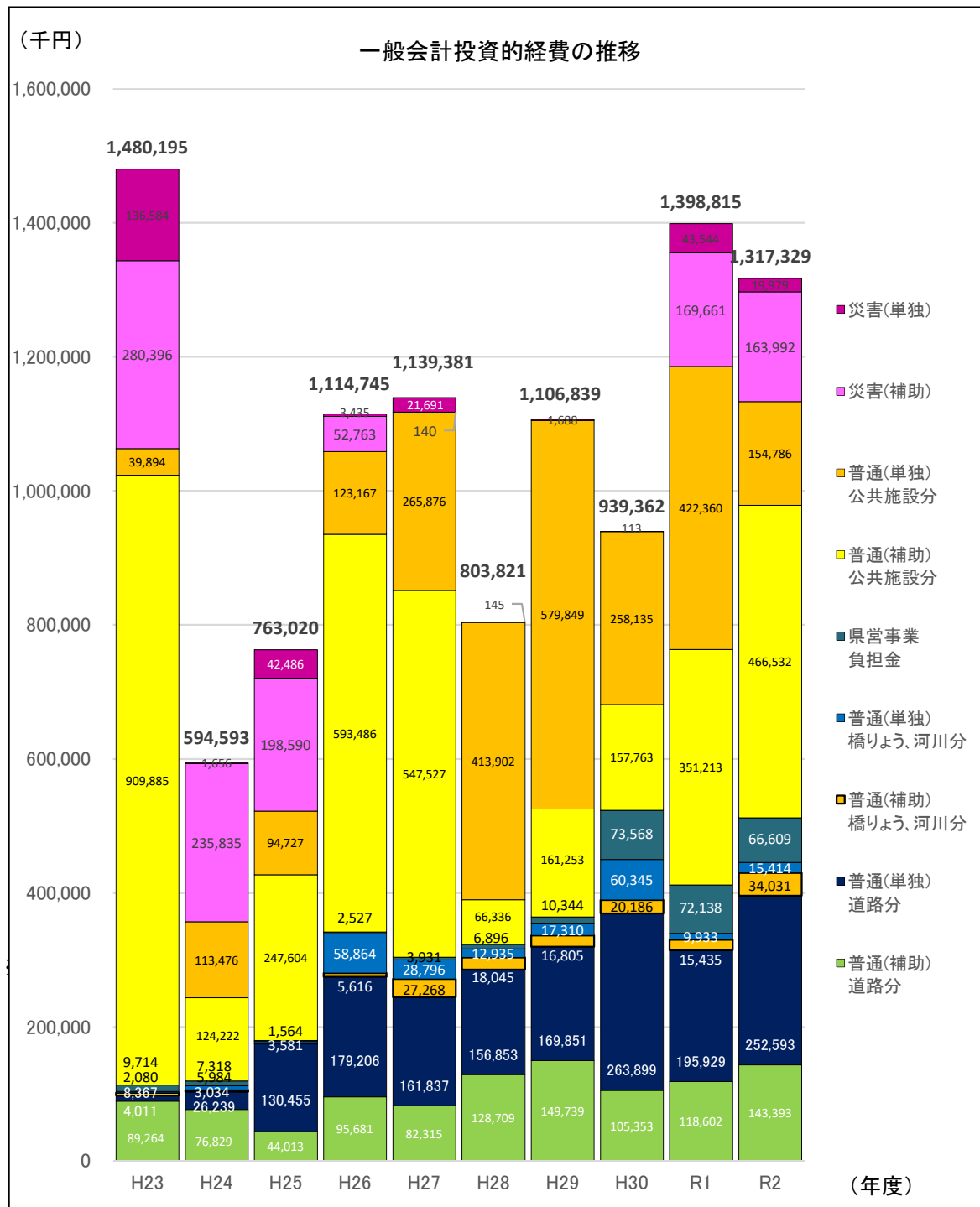
**【表 過去10年間における主な投資的事業】**

年 度	事 業 名
平成23年度	町単道路改良・舗装新設事業、リカちゃん通り線整備事業、小野中学校建築事業
平成24年度	旧JT跡地解体事業、町道百目木・堀切線整備事業、防災行政無線施設整備事業、小野中学校周辺整備事業
平成25年度	町単道路改良事業、ポンプ置場新設事業、小中学校・体育施設防災拠点施設整備事業(蓄電池設備工事)
平成26年度	役場北側倉庫建設事業、保育園・児童園空調設備設置事業、町道百目木・堀切線整備事業、右支夏井川河川改修事業
平成27年度	ふくしま森林再生事業、町道北ノ内・宮ノ前線整備事業、文化の館空調設備設置事業、多目的運動施設整備事業
平成28年度	旧夏井第二小学校プール解体事業、町道百目木・堀切線整備事業、町道北ノ内・宮ノ前線整備事業、七合田団地長寿命化事業
平成29年度	ふくしま森林再生事業、旧アルパイン独身寮改修事業、町道百目木・堀切線整備事業、防災行政無線施設整備事業、ペット火葬場整備事業
平成30年度	認定こども園整備事業、林業専用道路(愛宕線)整備事業、右支夏井川河川改修事業、小野新町小学校施設等環境改善事業
令和元年度	地域医療介護総合確保事業、林業専用道路(愛宕線、神山・田尻線)整備事業、認定こども園整備事業、令和元年東日本台風(台風第19号)災害復旧事業
令和2年度	林業専用道路(神山・田尻線)整備事業、認定こども園整備事業、小野小学校トイレ改修事業、令和元年東日本台風(台風第19号)災害復旧事業

② 投資的経費の推移

過去10年間においては、公共施設では小野中学校や多目的運動施設、インフラ施設では町道百目木・堀切線や町道北ノ内・宮ノ前線の整備事業、町道沼ノ作・梅ノ木畑線の補修事業、七合田団地の長寿命化事業などを行ってきました。令和元年度からは令和元年東日本台風（台風第19号）災害復旧事業も行っています。

今後は、施設の建設やインフラ整備等への財源配分から、現在までに整備した公共施設等を継続的に有効かつ効果的に活用するための維持、管理運営への投資計画が必要な状況となっています。



※小野町財政データ

【図 投資的経費の推移】



## (5) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況（財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率）は次のとおりです。  
なお、将来負担比率については黒字のため除いています。

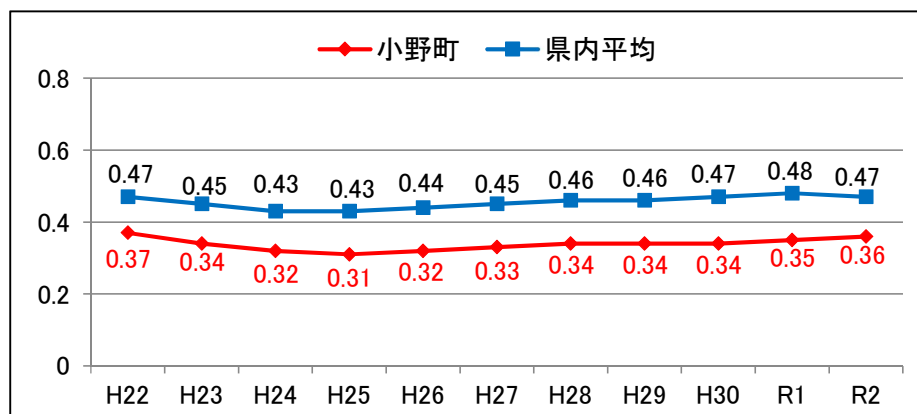
【表 財政指標の状況】

区分	市町村	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
財政力指数	小野町	0.33	0.34	0.34	0.34	0.35	0.36
	県内平均	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47
経常収支比率 (%)	小野町	84.8	87.4	88.6	86.1	88.1	86.7
	県内平均	84.6	87.5	88.5	88.9	90	88.9
実質公債費比率 (%)	小野町	8.3	7.7	6.7	6.7	6.1	5.6
	県内平均	7.6	7.1	6.8	6.5	6.4	6.1

※総務省主要財政指標一覧

## ① 財政力指数

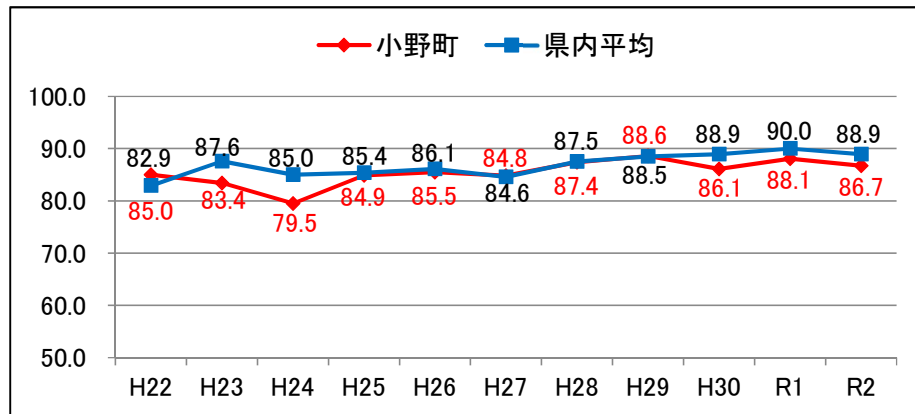
財政力指数は、地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示します。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く財政力が高い団体ということになります。本町は、0.31 から 0.37 ポイントの横ばいの堅調な推移であり、県内平均と比べると 0.1 ポイント以下で推移しています。



【図 財政力指数】

② 経常収支比率

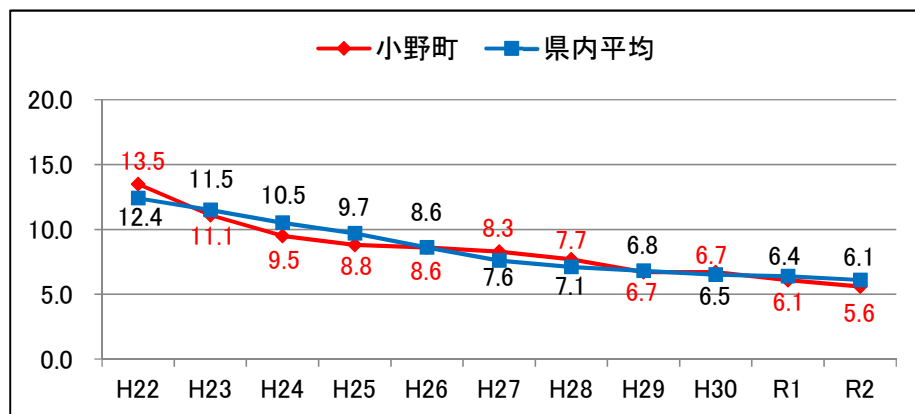
経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入となる一般財源がどの程度使われているかを示します。県内平均と同等ですが、財政構造の弾力性を保つため継続した推移を目指します。



【図 経常収支比率】

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを示します。平成 22 年度以降、早期健全化基準の 25%及び起債許可団体となる 18%を下回り、かつ減少傾向です。



【図 実質公債費比率】

**(6) 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について**

本町の令和2年度決算を基に算定した財政健全化判断比率は次のとおりです。全ての指標で早期健全化基準を大きく下回っており健全な状況です。

しかし、小野町の財政が大変厳しい状況にあることは変わりなく、これからもより一層の行財政改革を徹底して財政健全化の取り組みを進めます。

**【表 健全化判断比率】**

(単位：%)

項目	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	5.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※小野町「健全化判断比率および資金不足比率の公表について」

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は黒字のため「—」で表示している。

**【表 資金不足比率】**

(単位：%)

特別会計の名称	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	—	15.0
浄化槽整備推進事業特別会計	—	20.0

※小野町「健全化判断比率および資金不足比率の公表について」

各会計で資金不足額がないため「—」で表示している。

**(7) 財政状況の見通し**

## ① 歳入

町の主要財源である地方税については、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、町民税等が減少し、合わせて歳入全体も減少することが予測されます。制度改正の動向、経済情勢の推移を見極めながら、税負担の公平を期するため、課税客体的確な把握を行うとともに、徴収率の堅実に努め、滞納を未然に防ぎ、積極・果敢な徴収対策を講じる必要があります。

## ② 歳出

少子高齢化による老年人口の増加に伴い、福祉サービス等の扶助費の増加や、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増加が予測されます。今より減少が見込まれる歳入の中で、増加していく扶助費や繰出金を支出するには、公共施設等の投資的経費を減少させる必要がありますが、現状と同じ保有量で、施設等の維持・管理や更新等に必要な費用を確保しようとする、歳出超過に陥ることが予測され、今後、本町の財政は極めて厳しい状況になると考えられます。

## 2.2 公共施設等の現状と課題

### 2.2.1 公共施設の現状

#### (1) 対象施設

本計画の対象となる公共施設は 111 施設、207 棟、総延床面積 70,897.9 m<sup>2</sup>です。

【表 対象とする公共施設 1】

令和3年3月31日時点

中分類	小分類	施設名称	建物名称	構造	建築年度	延床面積 (m <sup>2</sup> )	
行政系施設	庁舎等	小野町役場	役場庁舎	S	1960	1,380.0	
			役場分庁舎	W	1970	405.0	
			庁舎北側倉庫	S	2014	81.0	
			第一会議室	S	1989	232.0	
			消防団本部	W	1965	187.0	
			水防倉庫	W	1965	84.0	
			東側車庫	S	1978	189.0	
			車庫 (旧弓道場)	W	1955	41.0	
			子育て支援課事務所 (子育て世代包括支援センター)	-	RC	1991	401.0
		消防施設	本町ポンプ置場 (1-1)	-	W	1993	22.0
			仲町ポンプ置場 (1-3)	-	W	2016	54.1
			反町ポンプ置場 (1-4)	-	W	1996	36.0
			大八ポンプ置場 (1-5)	-	W	1997	37.0
			荒町ポンプ置場 (2-1)	-	W	2006	36.0
			中通ポンプ置場 (2-2)	-	W	1963	13.0
			平館ポンプ置場 (2-3)	-	W	1995	46.0
			谷津作ポンプ置場 (2-4)	-	W	1994	39.0
			小野赤沼ポンプ置場 (3-1)	-	W	2013	29.0
			菖蒲谷ポンプ置場 (3-2)	-	W	2005	36.0
			雁股田ポンプ置場 (3-3)	-	W	2013	36.4
			皮籠石ポンプ置場 (3-4)	詰所	W	1993	21.0
				ポンプ置場	W	1993	21.0
			小野山神ポンプ置場 (3-5)	-	W	1969	39.0
			飯豊川向ポンプ置場 (4-1)	-	W	1993	34.0
			飯豊八幡ポンプ置場 (4-2)	-	W	1978	23.0
			飯豊新田内ポンプ置場 (4-3)	-	W	1994	43.0
			飯豊宮ノ下ポンプ置場 (4-4)	-	W	2001	30.0
			小戸神大名内ポンプ詰所 (4-5)	-	W	1982	23.0
			小戸神請地ポンプ置場 (4-5)	-	W	1982	36.0
	吉野辺ポンプ置場 (5-1)		-	W	2015	31.4	
	吉野辺早渡ポンプ置場 (5-2)	-	W	1995	27.0		
	浮金ポンプ置場 (5-3)	-	W	1980	24.0		

【表 対象とする公共施設2】

令和3年3月31日時点

中分類	小分類	施設名称	建物名称	構造	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
行政系施設	消防施設	浮金中央ポンプ置場 (5-4)	-	W	2011	46.4
		浮金北ノ内ポンプ置場 (5-5)	-	W	1995	27.0
		夏井ポンプ置場 (6-1)	-	W	2004	36.4
		夏井駅前ポンプ置場 (6-2)	-	W	1993	43.0
		南田原井ポンプ置場 (6-3)	-	W	1991	48.0
		湯沢ポンプ置場 (6-4)	-	W	2010	45.5
		塩庭一区ポンプ置場 (7-1)	-	W	2012	45.5
		塩庭二区ポンプ置場 (7-2)	-	W	1994	27.0
		上羽出庭ポンプ置場 (7-3)	-	W	2009	46.4
		和名田ポンプ置場 (7-4)	-	W	2017	44.7
行政系施設 (34 施設 42 棟) 計						4,146.8
町民文化・社会教育系施設	集会施設	こまち交流館	1号館	W	1955	114.7
			2号館	W	1955	105.2
		本町地区コミュニティセンター	-	W	1992	198.7
		大八多目的集会施設	-	W	1984	154.0
		谷津作地区研修センター	-	W	1994	312.9
		小野赤沼多目的集会施設	-	W	1985	164.0
		雁股田地区活性化拠点施設	-	W	1984	187.9
		皮籠石多目的集会施設	-	W	1984	197.0
		三川集落センター	-	W	1981	105.2
		飯豊下多目的集会施設	-	W	1996	185.1
		吉野辺集落センター	-	W	1982	205.4
		浮金集落センター	-	W	1982	291.5
		小戸神集落センター	-	W	1981	226.8
		小野山神ふれあい館	-	W	2015	149.1
		夏井多目的集会施設	-	W	1986	266.0
		湯沢転作促進研修センター	-	W	1982	188.0
		塩庭多目的集会施設	-	W	1986	152.0
		塩庭二区多目的集会施設	-	W	1993	161.9
		上羽出庭地区農村研修センター	-	W	1979	340.3
		和名田集落研修センター	-	W	1989	116.0
	多目的研修集会施設	-	RC	1983	1,471.3	
	その他 (社会教育系施設)	公民館雁股田分館	公民館	S	1980	880.0
			体育館	S	1991	510.0
勤労青少年ホーム		-	RC	1983	456.0	
ふるさと文化の館	-	RC	1993	1655.9		
町民文化・社会教育系施設 (23 施設 25 棟) 計						8,794.9

【表 対象とする公共施設3】

令和3年3月31日時点

中分類	小分類	施設名称	建物名称	構造	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
スポーツ・レクリエーション系施設	交流施設	湯沢体験農園管理施設	-	RC	2001	249.3
	体育館等	湯沢地区活性化センター	体育館	RC	2001	743.3
		少年柔道場	-	W	1981	109.0
		多目的運動施設	-	S	2015	836.0
		町民体育館・海洋センター	町民体育館	S	1996	5,402.0
			プール	RC	1984	875.0
			海洋センター	RC	1984	1,658.0
スポーツ・レクリエーション系施設(5施設7棟) 計						9,872.6
学校教育系施設	学校等(小学校)	小野小学校	校舎(西側)	RC	1970	616.0
			校舎(中西側)	RC	1970	875.0
			校舎(中東側)	RC	1971	1,024.0
			校舎(東側)	RC	1972	782.0
			校舎(西校舎)	RC	1973	910.0
			屋内運動場	S	1973	1,155.0
	学校等(中学校)	小野中学校	給食センター	RC	2011	575.0
			校舎(西側)	RC	2011	3,961.0
			校舎(東側)	RC	2011	1,355.0
			屋内運動場	RC	2011	1,187.0
	幼稚園	小野わかば幼稚園	-	S	1978	682.0
学校教育系施設(3施設11棟) 計						13,122.0
保健福祉系施設	保健福祉施設	火葬場おの悠苑	火葬場	RC	2001	897.7
		ペット火葬場	ペット火葬場	W	2017	34.8
		屋内ゲートボール場	-	W	1993	1,104.0
		老人憩の家たかむら荘	-	W	1974	559.0
		緑とのふれあいの森公園	管理棟	W	1999	498.7
			森の体育館	RC	1999	352.1
	児童福祉施設(保育所・児童園)	中央さくら保育園	-	S	1980	780.1
		飯豊ひまわり保育園	-	W	1976	387.6
		夏井おおすぎ保育園	-	RC	1998	584.1
		浮金つつじ児童園	-	RC	1977	250.4
保健福祉系施設(9施設10棟) 計						5,448.5
公営住宅等	公営住宅等	槻木内Y団地	4棟	W	1960	115.6
		館廻団地	5棟	W	1954	181.5
		七生根団地	12棟	W	1958	379.0
		団子田団地	5棟	W	1962	181.5
		須和間団地	2棟	W	1963	62.8
		前之内団地	12棟	W	1964	429.2
		品ノ木団地	11棟	W	1965	1,702.6
		五百成団地	4棟	W	1969	511.0
		光明院団地	1棟	W	1956	157.0
		七合田団地	3棟	RC	1976	3,776.0

【表 対象とする公共施設4】

令和3年3月31日時点

中分類	小分類	施設名称	建物名称	構造	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	
公営住宅等	公営住宅等	高山団地	3棟	RC	1980	2,401.2	
		高山平屋団地	10棟	W	1984	1,284.0	
		鬼石団地	2棟	RC	1991	1,245.6	
		特賃住宅槻木内第2団地	2棟	W	1989	252.0	
		特賃住宅駅前団地	3棟	RC	1993	1,245.6	
		町當中通団地	1棟	W	1972	39.1	
		町営七生根団地	1棟	W	1964	52.8	
		町営知宗団地	1棟	RC	1978	391.2	
		交流・定住支援館	町営住宅	RC	1997	777.6	
		七合田集会所	-	W	1979	70.6	
		高山集会所	-	W	1982	70.0	
		鬼石集会所	-	W	1992	114.3	
公営住宅等 (22 施設 86 棟) 計						15,440.2	
その他施設	その他施設	旧公民館	-	RC	1971	880.0	
		旧羽出庭つくし児童園	-	RC	1976	219.4	
		旧小戸神小学校	校舎	S	1979	823.0	
			体育館	S	1986	510.0	
			校長住宅	W	1984	59.0	
		旧夏井第一小学校	校舎	RC	1976	1,360.0	
			体育館	S	1980	615.0	
			校長住宅	W	1990	56.0	
		旧夏井第二小学校	校舎	RC	1976	1,334.0	
			体育館	S	1979	560.0	
		旧飯豊小学校	校舎	RC	1974	1,250.0	
			体育館	S	1974	605.0	
		旧浮金小学校 (林内)	校舎	RC	1989	1,578.0	
			体育館	S	1982	607.0	
			校長住宅	W	1989	56.0	
		旧浮金小学校 (字東)	校舎	SRC	1976	1,283.0	
			体育館	S	1978	605.0	
			校長住宅	W	1989	56.0	
		旧 JT 所長住宅	-	RC	1983	93.0	
		小野中学校校長住宅	-	W	1997	69.0	
		交流・定住支援館	移住情報プラザ つどっておのまち	RC	1997	103.7	
			レンタルオフィス	RC	1997	77.8	
		小野新町駅前公衆用トイレ	-	W	2019	11.0	
		浄水場	八反田浄水場	-	RC	1987	642.0
			槻木内浄水場	-	RC	1972	156.0
			こまち浄水場	-	RC	2007	464.0
その他施設 (15 施設 26 棟) 計						14,072.9	
総計						70,897.9	



## (2) 公共施設の保有状況

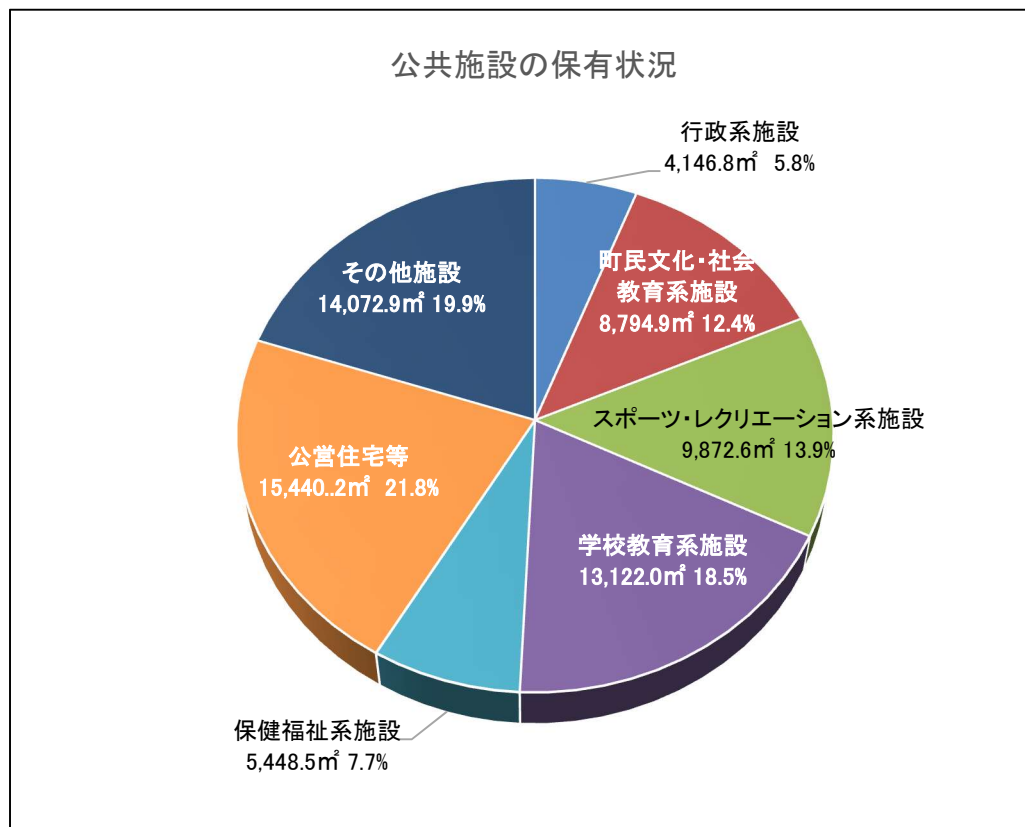
令和2年度末時点で、本町が所有する公共施設は111施設、207棟、延床面積70,897.9㎡です。施設類型別にみると、公営住宅等が15,440.2㎡で最も多く21.8%を占め、次いでその他施設が14,072.9㎡、19.9%で、次いで学校教育施設が13,122.0㎡、18.5%で、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が9,872.6㎡、13.9%、次いで町民文化・社会教育系施設が、8,794.9㎡、12.4%の順となっています。

本町では、公営住宅等、その他施設、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設で74.1%となり、大きな割合を占めています。

【表 公共施設の保有状況】

令和3年3月31日時点

施設類型	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
行政系施設	34	42	4,146.8	5.8
町民文化・社会教育系施設	23	25	8,794.9	12.4
スポーツ・レクリエーション系施設	5	7	9,872.6	13.9
学校教育系施設	3	11	13,122.0	18.5
保健福祉系施設	9	10	5,448.5	7.7
公営住宅等	22	86	15,440.2	21.8
その他施設	15	26	14,072.9	19.9
合 計	111	207	70,897.9	100.0



【図 公共施設の保有状況】



**(3) 施設保有量の推移**

本町の公共施設の施設保有量の推移は次のとおりです。行政系施設の施設数が28施設28棟、その他施設が15施設20棟増加しているのに対し、学校教育系施設が11施設18棟減少しています。

また、延床面積はその他施設が14,072.9㎡増加しているのに対し、学校教育系施設が25,023.0㎡減少しています。

増減の主な理由は、主に廃校などの施設の用途の所管替えのほか、前回対象としていなかったポンプ置場等の算入や固定資産台帳の精緻化が図られたためです。

**【表 施設保有量の推移】**

令和3年3月31日時点

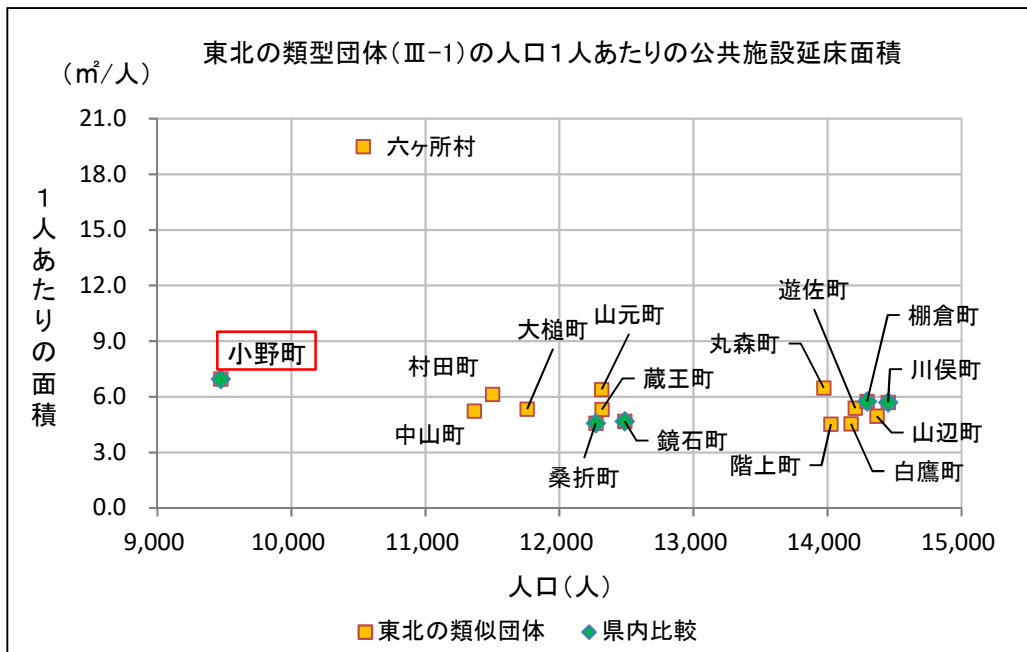
施設類型	平成28年度			令和3年度			増減		
	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
1 行政系施設	6	14	4,450.0	34	42	4,146.8	28	28	-303.2
2 町民文化・社会教育系施設	24	27	10,198.0	23	25	8,794.9	-1	-2	-1,403.1
3 スポーツ・レクリエーション系施設	3	4	6,258.0	5	7	9,872.6	2	3	3,614.6
4 学校教育系施設	14	29	38,145.0	3	11	13,122.0	-11	-18	-25,023.0
5 保健・福祉系施設	5	6	3,719.0	9	10	5,448.5	4	4	1,729.5
6 公営住宅等	23	108	16,018.0	22	86	15,440.2	-1	-22	-577.8
7 その他施設	—	—	—	15	26	14,072.9	15	20	14,072.9
8 都市基盤系施設	4	6	45.0	—	—	—	-4	-6	-45.0
総計	79	194	78,833.0	111	207	70,897.9	32	13	-7,935.1

**(4) 人口一人あたりの公共施設延床面積**

本町の人口 1 人あたりの公共施設の延床面積は 7.5 m<sup>2</sup>です。福島県内や東北の類似団体（Ⅲ-1）の平均と比較してもやや多くなっています。<sup>※1</sup>また、全国の市町村の平均は 3.2 m<sup>2</sup>/人<sup>※2</sup>に比べて 2.3 倍となっています。

**【表 東北の類似団体（Ⅲ-1）の人口一人あたりの公共施設延床面積】**

県	市町村	人口総数 (人)	公共施設延床面積 (m <sup>2</sup> )	人口一人あたりの公共施設延床面積 (人/m <sup>2</sup> )
青森県	六ヶ所村	10,536	205,432.0	19.5
青森県	階上町	14,025	63,959.0	4.6
岩手県	大槌町	11,759	65,698	5.6
宮城県	蔵王町	12,316	65,522	5.3
宮城県	村田町	11,501	70,792	6.2
宮城県	丸森町	13,972	100,312	7.2
宮城県	山元町	12,315	78,818	6.4
山形県	山辺町	14,369	72,506.0	5.0
山形県	中山町	11,363	59,555.0	5.2
山形県	白鷹町	14,175	75,942.0	5.4
山形県	遊佐町	14,207	89,491.0	6.3
福島県	桑折町	12,271	57,120.0	4.7
福島県	川俣町	14,452	83,372.0	5.8
福島県	鏡石町	12,486	58,511.0	4.7
福島県	棚倉町	14,295	83,992.0	5.9
福島県	小野町	9,471	70,897.9	<b>7.5</b>
福島県内の類似団体の人口 1 人あたりの公共施設の延床面積				<b>5.6</b>
東北地方の類似団体の人口 1 人あたりの公共施設の延床面積				<b>6.6</b>



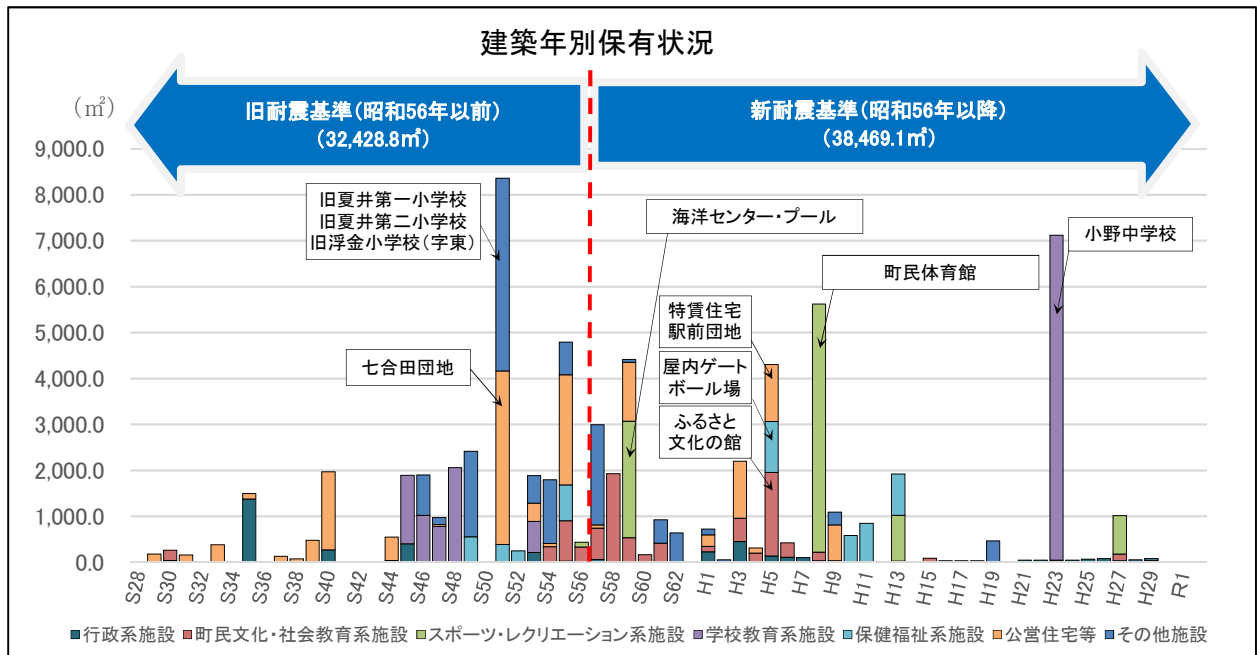
**【図 東北の類似団体（Ⅲ-1）の人口一人あたりの公共施設延床面積】**

※1 総務省「公共施設状況調市町村経年比較表令和元年度」、ただし小野町は令和2年度実勢値を用いる。  
 ※2 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」

(5) 公共施設の築年別状況

① 建築年別保有状況

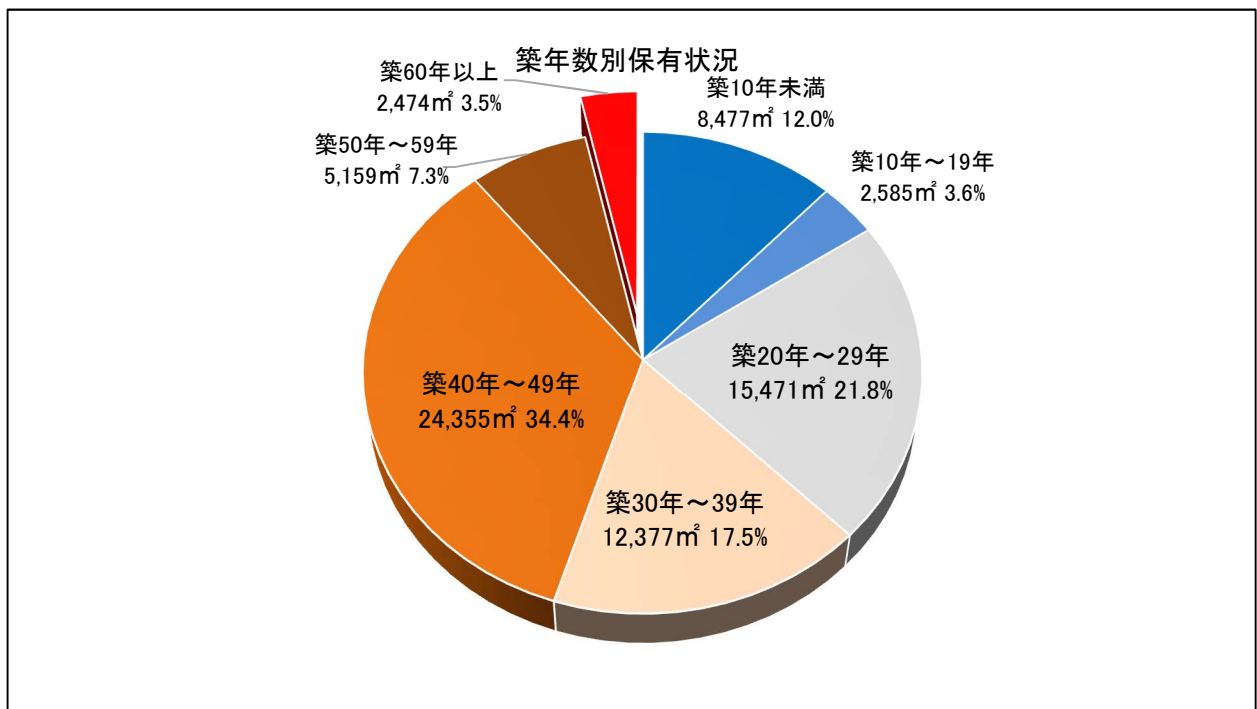
公共施設の建築年別保有状況は次の図のとおりです。



【図 公共施設の耐震化実施状況】

② 築年数別保有状況

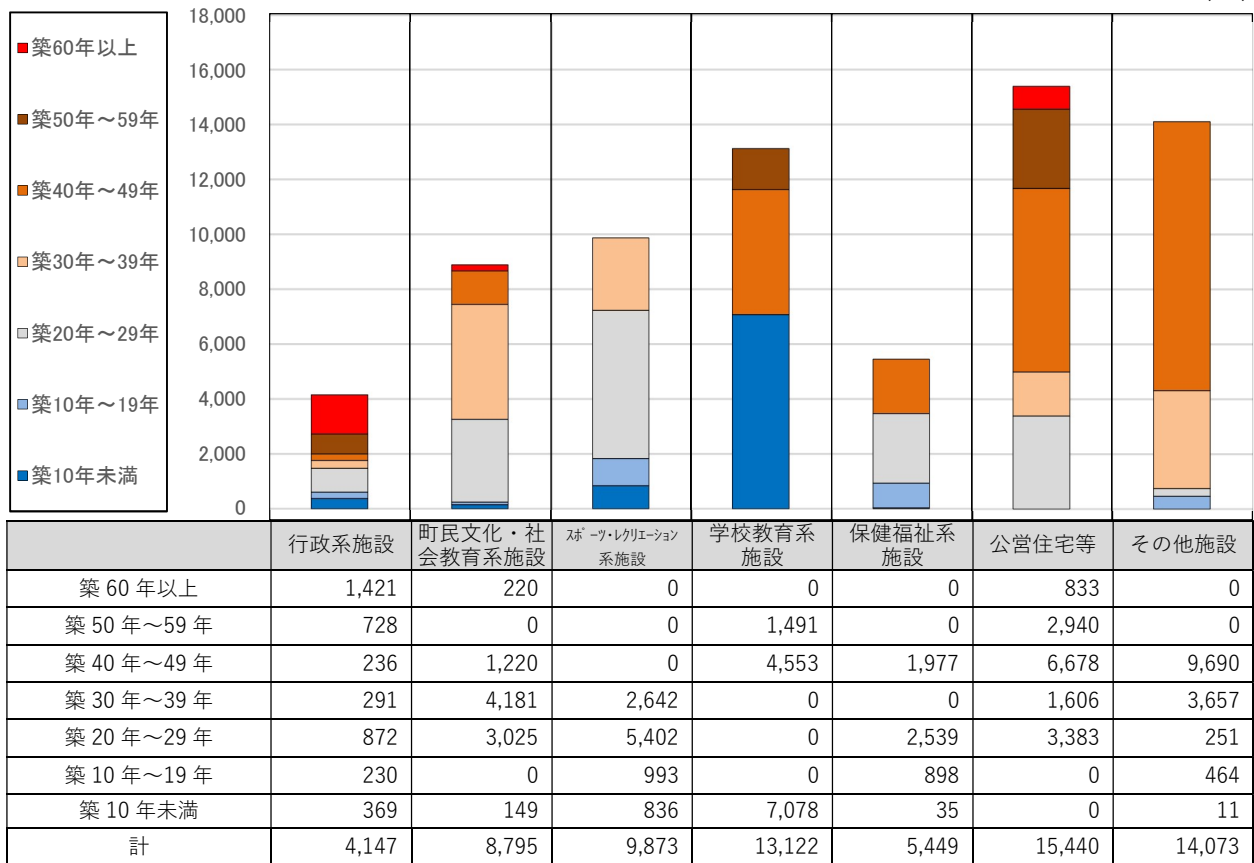
公共施設の築年数別保有状況は、築40年から49年が34.4%、築20年から29年が21.8%となっています。築40年から49年の割合が大きいのは、「七合田団地」や「高山団地」、「旧夏井第一小学校」、「旧浮金小学校(宇東)」、「旧飯豊小学校」「小野小学校」等を建設したことによるものです。今後施設の存続も含め、大規模改修や建替えを検討していく必要があります。



【図 築年数別保有状況】

築年数別保有状況内訳

(㎡)



【図 築年別保有状況の内訳】

(6) 有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。減価償却累計額を取得価格で除した老朽化率が100%に近いほど償却（老朽化）が進んでおり、公共施設が法定耐用年数に近づいていることとなります。

【表 有形固定資産減価償却率の推移】

(単位：万円)

施設類型	減価償却累計額	取得価格	老朽化率	(参考) 平成28年度 老朽化率
行政系施設	46,621	76,997	60.5%	53.8%
町民文化・社会教育系施設	108,034	146,856	73.6%	64.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	81,863	192,888	42.4%	34.3%
学校教育系施設*	91,225	243,142	37.5%	57.9%
保健福祉系施設	40,945	82,411	49.7%	43.9%
公営住宅等	175,404	211,505	82.9%	80.2%
その他施設*	148,987	185,907	80.1%	-
合計	693,080	1,139,705	60.8%	58.0%

\*増減の主な理由は、主に廃校などの施設の用途の所管替えのほか、固定資産台帳の精緻化が図られたためである。

### (7) 公共施設（旧耐震基準）の耐震化実施状況

新耐震基準により整備された公共施設は101棟 38,469.1㎡です。

旧耐震基準により整備された公共施設106棟 32,428.8㎡のうち、耐震化実施済みの施設は5棟 4,452.0㎡（13.7%）となっており、耐震化未実施の施設は4棟 3,367.3㎡（10.4%）となっています。残り97棟は耐震化の実施が不明となっています。

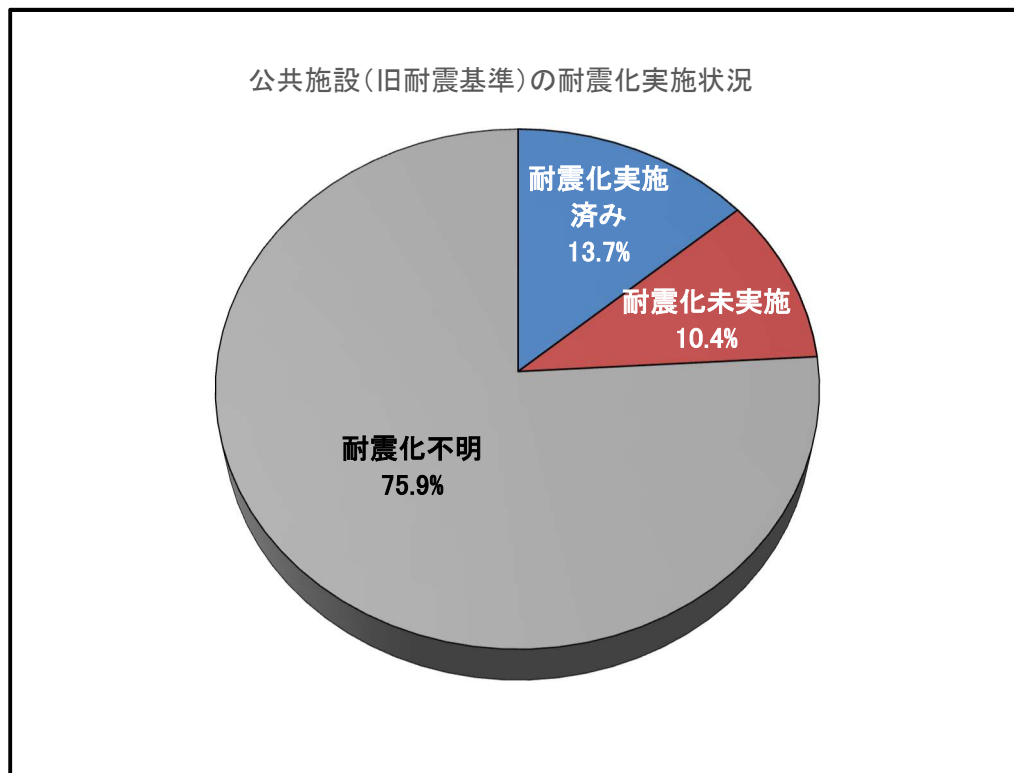
旧耐震基準により整備された公共施設のうち、耐震化の未実施や不明となっている施設については、適切な維持・管理（除却、あるいは改修や建替え）が必要となってきます。

また、新耐震基準に基づいて整備された公共施設についても、施設の老朽化、損傷の度合い等が異なるため、各施設の状況、状態に応じた対応が求められます。

【表 公共施設（旧耐震基準）の耐震化実施状況】

状況	棟数	面積(㎡)	割合
耐震化実施済み	5	4,452.0	13.7%
耐震化未実施	6	3,367.3	10.4%
耐震化不明*	97	24,609.5	75.9%
計	106	32,428.8	100.0%

※小規模な施設、公営住宅の一部、廃校等を含む。



【図 旧耐震基準の耐震化の実施状況】

## 2.2.2 インフラ施設の状況

### ① 道路

町道は296路線で総延長は238,159m、総面積は1,234,860㎡、改良率は70.6%、舗装率は82.3%となっています。また、農道は18路線で総延長は6,862m、林道は16路線で総延長は22,543mとなっています。

### ② 橋りょう

橋りょうは87橋で総延長は1,204m、総面積は6,153㎡となっています。

### ③ 河川

河川（準用河川※1）は、9水系です。

### ④ 公園

都市公園は、1箇所、面積は167,394㎡となっています。

### ⑤ 上水道

管路延長は、46,710mとなっています。

### ⑥ 下水道

浄化槽設備は、378基となっています。

### ⑦ し尿及び浄化槽汚泥処理施設※2

し尿及び浄化槽汚泥の処理主体は、田村広域行政組合で実施しており、田村地方衛生処理センターで処理しています。

### ⑧ 一般廃棄物処理施設※3

一般廃棄物（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、危険ごみ、直接搬入ごみ、粗大ごみ）の処理主体は、田村広域行政組合で実施しています。うち、中間処理は田村東部環境センターで実施し、最終処分は田村広域一般廃棄物最終処分場で実施しています。

【表 インフラ施設の状況】

令和3年3月31日時点

インフラ施設	区分	施設数	距離(m)	面積(㎡)
道路	町道	296 路線	238,159	1,234,860
	農道	18 路線	6,862	
	林道	16 路線	22,543	
橋りょう	橋りょう	87 橋	1,204	6,153
河川（準用河川）	町管理河川	9 水系		
公園	都市公園	1 箇所		167,394
上水道	水道施設		46,710	
下水道	浄化槽設備	378 基		
し尿及び浄化槽汚泥処理施設	田村広域行政組合			
一般廃棄物処理施設	田村広域行政組合			

※1 一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。吉野辺川、入山川、新田内川、日影川、車川、黒森川、十石川、和名田川、矢大臣川の9河川。

※2 令和4年9月からは、田村市との共同事業により整備する汚泥再生処理センターにおいて前処理を行い、大滝根水環境センターにおいて処理する。

※3 令和4年度をもって田村広域行政組合が解散予定であるため、組合解散後のごみ処理については田村市との共同事業により実施予定。

## 2.2.3 公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み

## (1) 充当可能な財源の見込み

公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込みを算出し比較するうえで、過去にかけられていた充当可能な財源の見込み（投資的経費等）を把握する必要があります。

直近5年間の町の公共施設等にかかる投資的経費は1年あたり約11.4億円です。

今後の人口減少及び人口構造の変化に伴い、歳入の減少と扶助費の増加が予測され、公共施設等にかかる費用の減少が予測されます。

【表 公共施設等にかかる投資的経費】

(単位：千円)

年平均（直近5年間）	1,142,638
------------	-----------

【表 投資的経費の内訳（公共施設、道路・橋りょう）】

(単位：千円)

年 度	公共施設	道 路	橋りょう	県営事業 負担金	計
平成28年度	480,238	285,562	30,980	6,896	803,676
平成29年度	741,102	319,590	34,115	10,344	1,105,151
平成30年度	415,898	369,252	80,531	73,568	939,249
令和元年度	773,573	314,531	25,368	72,138	1,185,610
令和2年度	621,318	395,986	49,445	66,609	1,133,358
合 計	3,032,129	1,684,921	220,439	229,555	5,167,044
年平均	606,426	336,984	44,088	45,911	1,033,409

※小野町財政データ

【表 投資的経費の内訳（上水道の資本的支出）】

(単位：千円)

年 度	建設改良費	企業債償還金	計
平成28年度	85,910	51,892	137,802
平成29年度	77,292	26,516	103,808
平成30年度	84,760	27,117	111,877
令和元年度	67,690	27,732	95,422
令和2年度	68,872	28,361	97,233
合 計	384,524	161,619	546,143
年平均（直近5年間）			109,229

※小野町水道事業決算資料

**(2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（従来型）**

① 試算の考え方（従来型）

公共施設等の機能を適切に維持し、長期的かつ安全に利用していくためには、施設の耐用年数などを考慮しつつ、大規模改修や維持補修工事を必要に応じて実施していくことが重要となります。仮に本町が現在保有している公共施設等について、「施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（以下、従来型という。）」に、その機能を適切に維持するために必要となる更新費用について試算します。

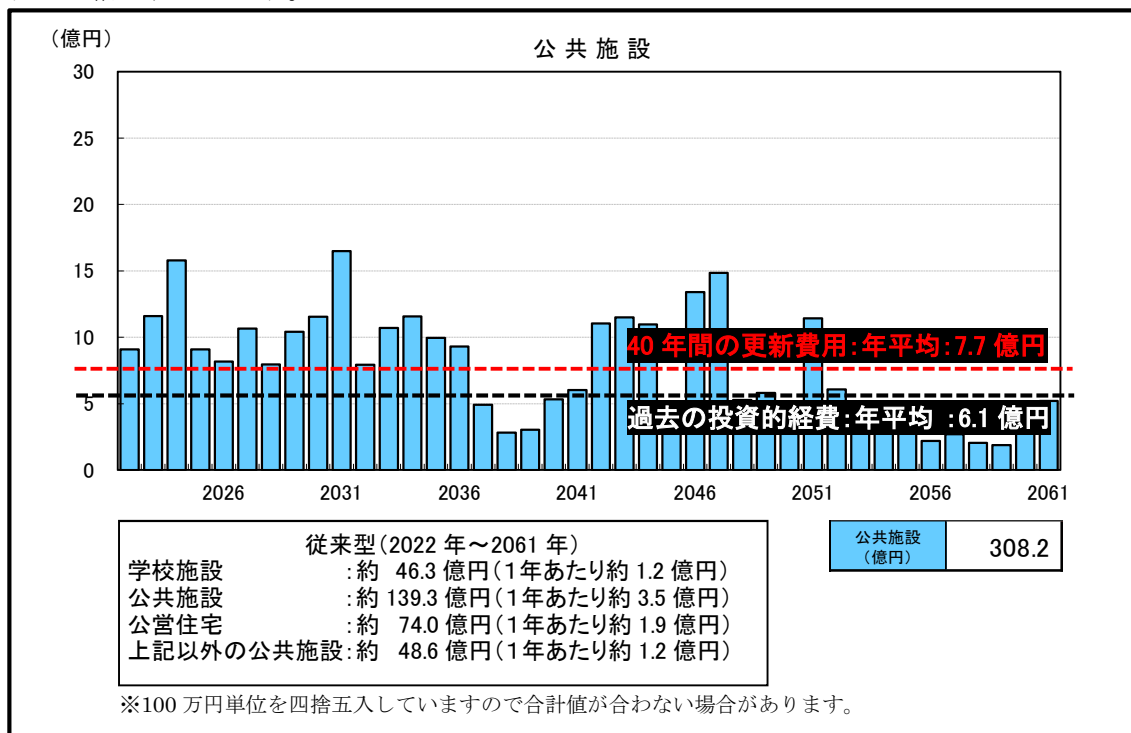
将来的にかかると想定される更新費用の試算の考え方については、次のとおりに算定しています。

**【表 試算の考え方（従来型）】**

種別	試算の考え方（従来型）	
公共施設	文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト（従来型）	
インフラ施設	道路	総務省 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書
	橋りょう	総務省 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書
	公園	小野町公園施設長寿命化計画を参考（長寿命化対策型と同等）
	上水道	小野町水道事業経営戦略を参考（法定耐用年数で更新した場合）
	下水道	田村市・小野町地域循環型社会形成推進地域計画、小野町生活排水処理基本計画、小野町財政データを参考（長寿命化対策型と同等）
	し尿及び浄化槽汚泥処理施設	
	一般廃棄物処理施設	田村市・小野町地域循環型社会形成推進地域計画、小野町一般廃棄物処理基本計画、小野町財政データを参考（長寿命化対策型と同等）

② 公共施設の将来の更新費用（従来型）

今後40年間の維持・管理に約308.2億円（1年あたり約7.7億円）のコストが必要になると試算されます。過去5年の投資的経費約30.3億円（1年あたり約6.1億円、災害復旧省く）の約1.3倍に相当します。

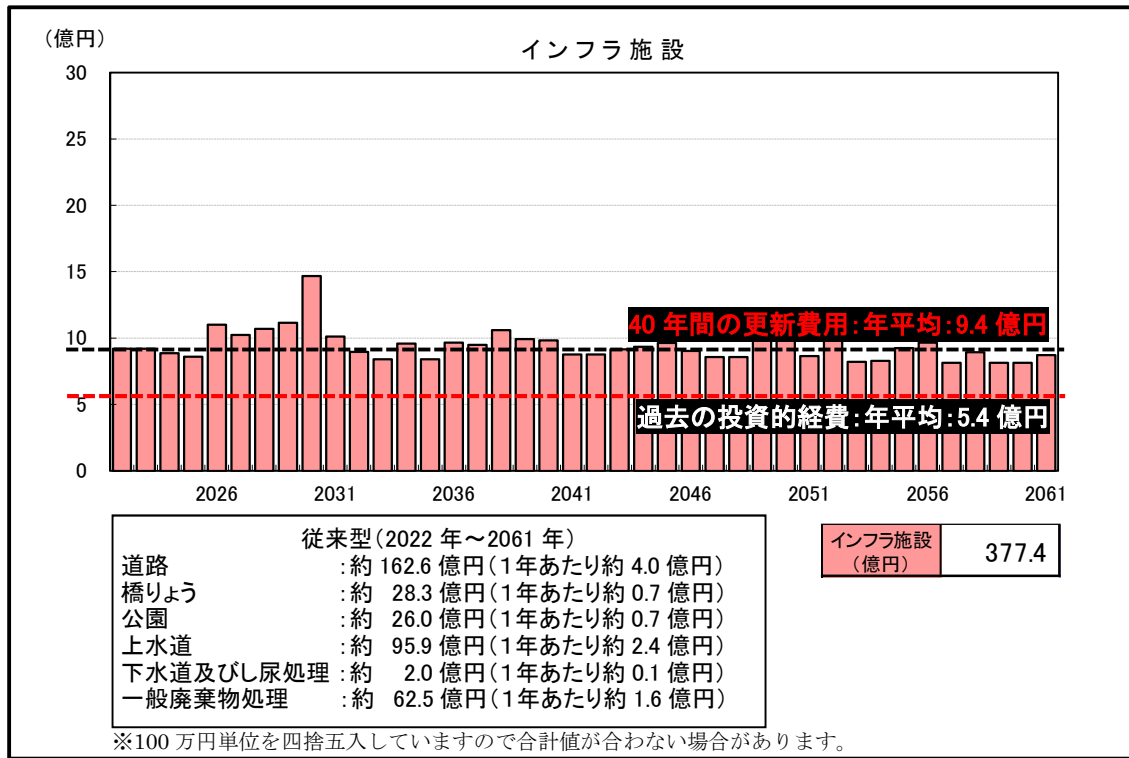


**【図 公共施設の将来の更新費用（従来型）】**



③ インフラ施設の将来の更新費用（従来型）

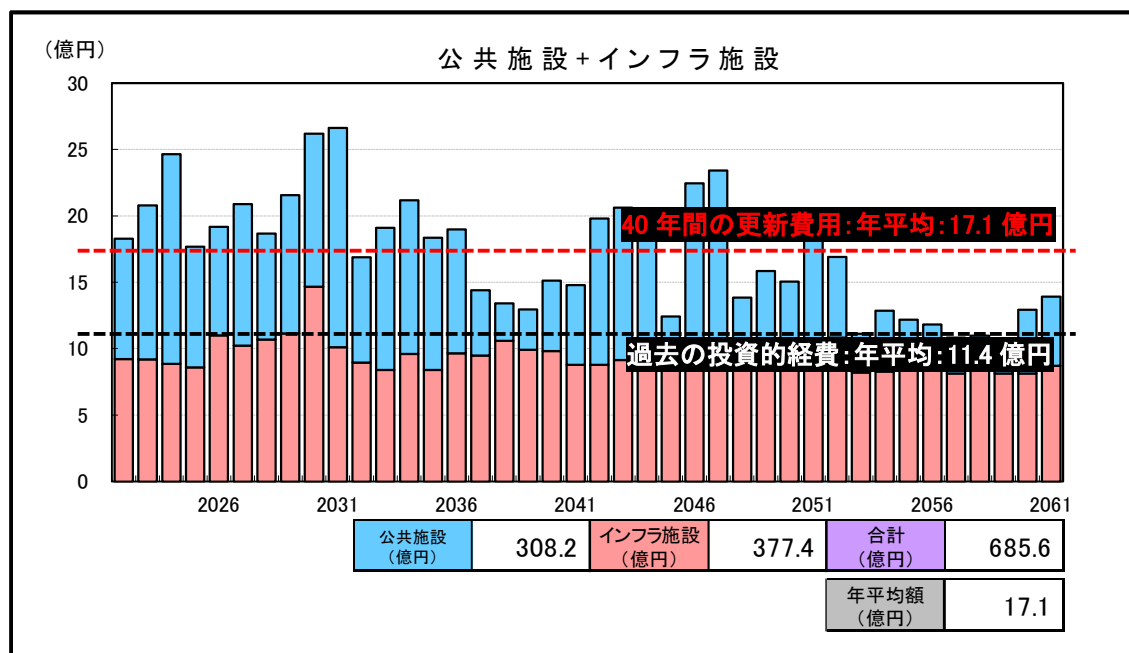
今後40年間の維持・管理に約377.4億円（1年あたり約9.4億円）のコストが必要になると試算されます。過去5年の投資的経費約26.8億円（1年あたり約5.4億円、県営事業負担金含む、災害復旧省く）の約1.7倍に相当します。



【図 インフラ施設の将来の更新費用（従来型）】

④ 公共施設等の将来の更新費用（従来型）

公共施設及びインフラ施設の今後40年間の維持・管理に約685.6億円（1年あたり約17.1億円）のコストが必要になると試算されます。過去5年の投資的経費約57.1億円（1年あたり約11.4億円、災害復旧省く）の約1.5倍に相当します。



【図 公共施設等の将来の更新費用（従来型）】

**(3) 長寿命化対策等を反映した場合の見込み（長寿命化対策型）**

① 試算の考え方（長寿命化対策型）

本町が現在保有している公共施設等について、今後も引き続き現行のままの総量で保有した場合、その更新費用について多額になるほか、維持や更新にかけられる投資的経費も不足が予測されます。また、施設の統廃合や新規に整備すべき施設にかかる費用も備えなくてはなりません。

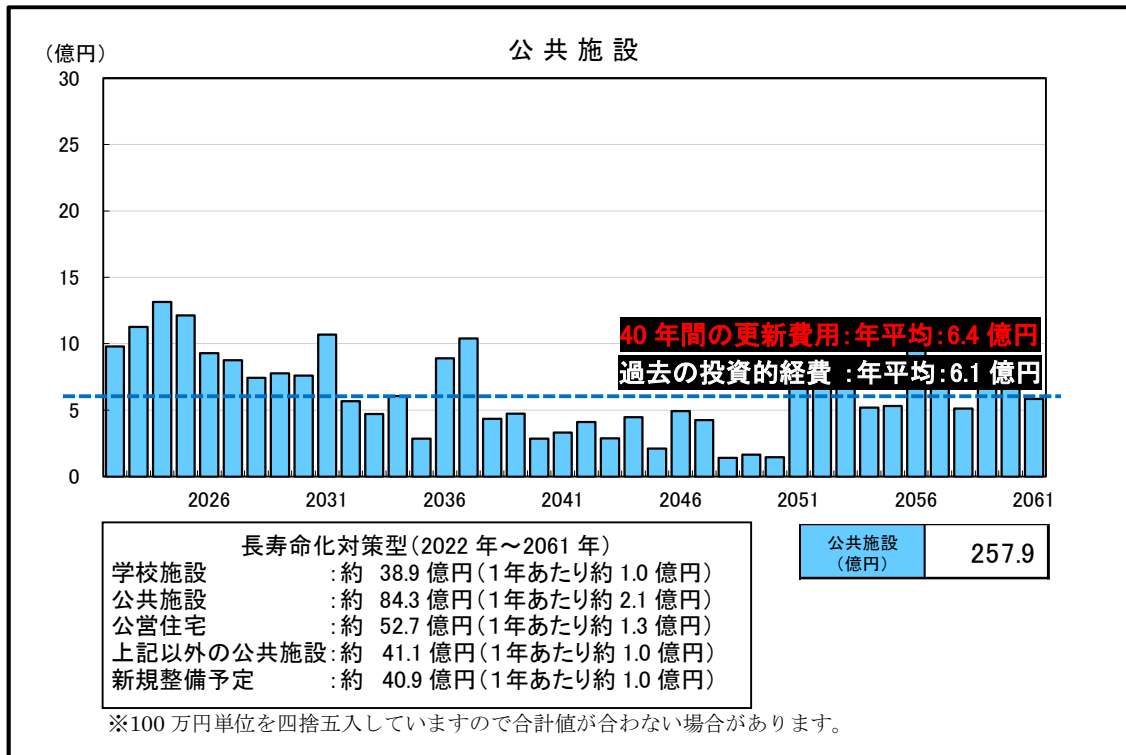
そのため、「長寿命化対策等を反映した場合（以下、長寿命化対策型という。）」に将来的にかかると想定される更新費用について以下の方法で算定します。

**【表 試算の考え方（長寿命化対策型）】**

種別	試算の考え方（長寿命化対策型）	
公共施設	文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト（従来型）	
インフラ施設	道路	過去の投資的経費を参考
	橋りょう	小野町橋梁長寿命化修繕計画を参考
	公園	小野町公園施設長寿命化計画を参考
	上水道	小野町水道事業経営戦略を参考（更新基準年数で更新した場合）
	下水道	田村市・小野町地域循環型社会形成推進地域計画、小野町生活排水処理基本計画、小野町財政データを参考
	し尿及び浄化槽汚泥処理施設	
	一般廃棄物処理施設	田村市・小野町地域循環型社会形成推進地域計画、小野町一般廃棄物処理基本計画、小野町財政データを参考

② 公共施設の将来の更新費用（長寿命化対策型）

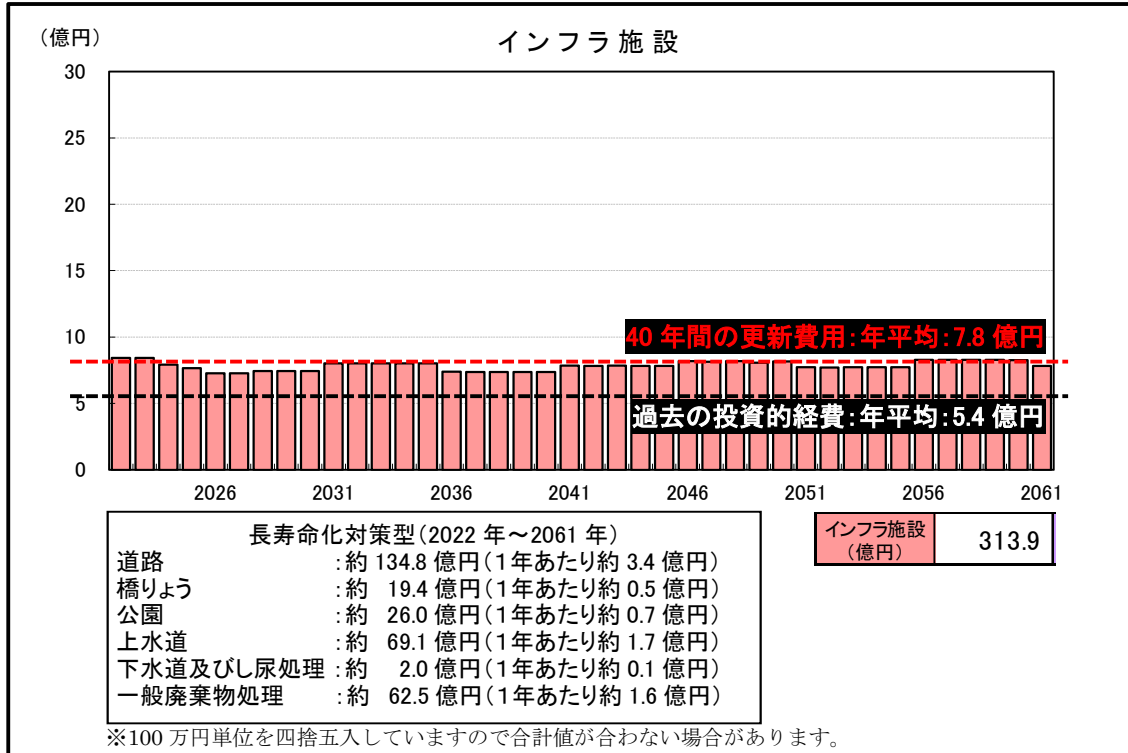
今後40年間の維持・管理に約257.9億円（1年あたり約6.4億円）のコストが必要になると試算されます。長寿命化対策型の維持・管理を用いると、過去の投資的経費約30.3億円（1年あたり約6.1億円、災害復旧省く）と同等です。



**【図 公共施設の将来の更新費用（長寿命化対策型）】**

③ インフラ施設の将来の更新費用（長寿命化対策型）

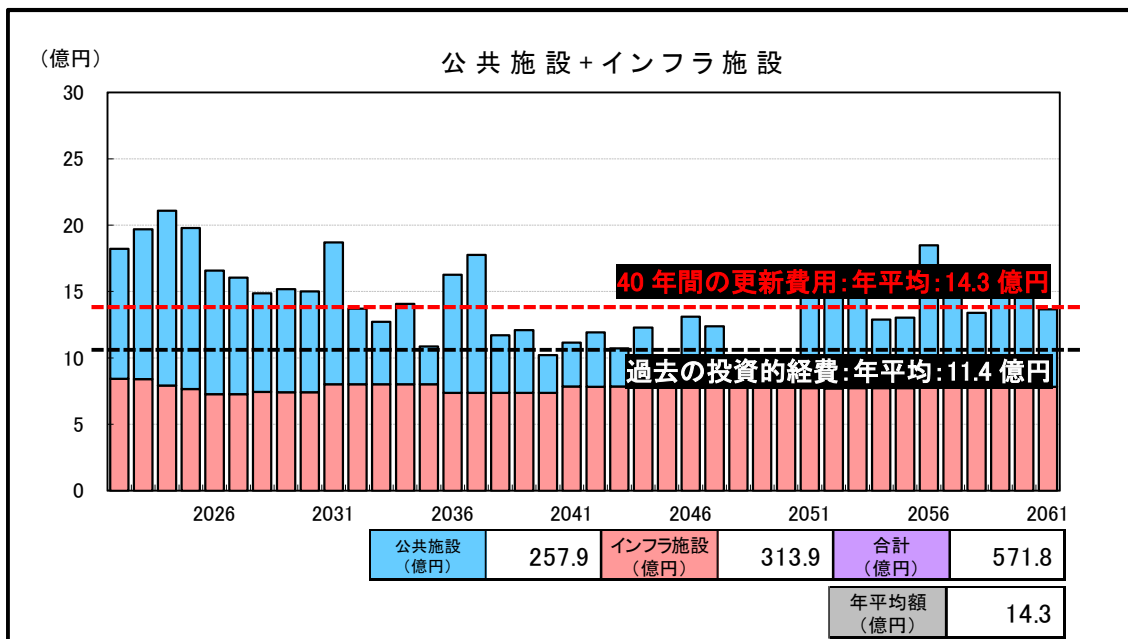
今後40年間の維持・管理に約313.9億円（1年あたり約7.8億円）のコストが必要になると試算されます。長寿命化対策型の維持・管理を用いると、過去5年の投資的経費約26.8億円（1年あたり約5.4億円、県営事業負担金含む、災害復旧省く）の1.4倍に抑制されます。



【図 インフラ施設の将来の更新費用（長寿命化対策型）】

④ 公共施設等の将来の更新費用（長寿命化対策型）

公共施設及びインフラ施設の今後40年間の維持・管理に約571.8億円（1年あたり約14.3億円）のコストが必要になると試算されます。過去5年の投資的経費約57.1億円（1年あたり約11.4億円、災害復旧省く）の約1.3倍に相当します。



【図 公共施設等の将来の更新費用（長寿命化対策型）】

#### (4) 長寿命化対策の効果額

前項の「従来型」と「長寿命化対策型」を比較して長寿命化対策の効果額として算出すると、今後40年間で約113.8億円（1年あたり約2.8億円）の圧縮となります。

長寿命化対策型の維持・管理を用いると従来型よりコストは抑制されますが、過去の投資的経費より年平均の比較で約2.9億円が超過する見込みです。突発的な社会的要請や人口減による税収の減少などに備え、統合・廃止・譲渡などを含めた保有量の見直しを積極的に行っていく必要があります。また、新規に整備すべき施設についてはその整備方針等を十分に検討する必要があります。

【表 長寿命化対策の効果】

(単位：億円)

試算の種類	期間	公共建築物	インフラ施設	合計
従来型 (A)	40年間	308.2	377.4	685.6
	年平均	7.7	9.4	17.1
長寿命化対策型(B)	40年間	257.9	313.9	571.8
	年平均	6.4	7.8	14.3
効果額 (A - B)	40年間	50.3	63.5	113.8
	年平均	1.3	1.6	2.8
過去の投資的経費	年平均	6.1	5.4	11.4

※100万円単位を四捨五入していますので合計値が合わない場合があります。

#### (5) 長寿命化対策型の維持・管理の推進と数値目標

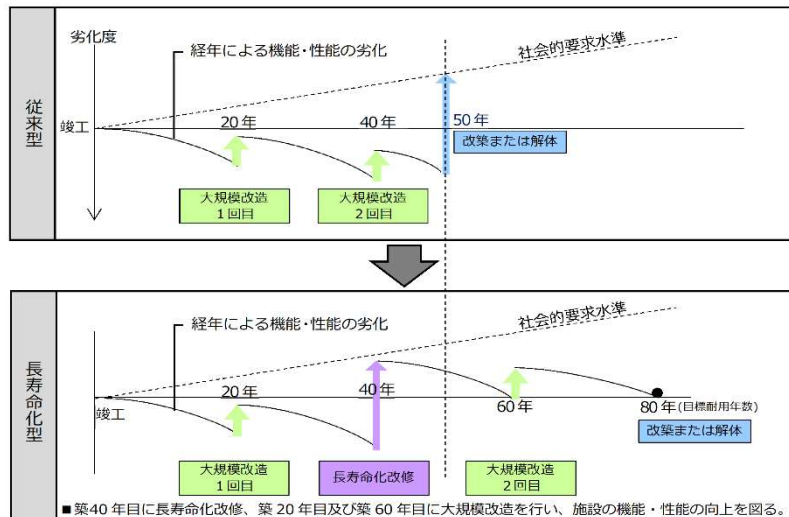
トータルコストの縮減目標として、長寿命化対策型の維持・管理を推進し、1年あたりの更新費用と過去の投資的経費の年平均の差額約2.9億円の縮減を目指します。

ただし、突発的な社会的要請や人口減による税収の減少などに備え、更なる公共施設の保有量の縮減などの対策が必要となる場合があります。

【表 数値目標】

トータルコストの縮減目標 (長寿命化対策型)	1年あたり 2.9億円
------------------------	-------------

長寿命化対策型の維持・管理を推進するうえで、「従来型」と「長寿命化型」の基本的な考え方は次の図のとおりです。



【図 従来型と長寿命化対策型の考え方】

## 2.2.4 公共施設等の問題点

### (1) 公共施設の老朽化

築30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われます。

本町の公共施設で築30年を超える施設は、建物面積全体の5割を超え、10年後には全体の8割を超える見込みとなり、今後急速に老朽化が進みます。今後、これらの公共施設が随時更新時期を迎え、更新費用が増大することが見込まれることから、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、町の財政や行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、保有総量の抑制を図る観点から、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

### (2) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化や人口減少社会の進行に加え、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共施設としての必要な規模の変化が予想されます。

また、人口動態及び社会経済情勢の変化に伴うライフスタイル及び価値観の変化などにより、公共施設に対するニーズの複雑多様化が予測されます。

今後は、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

### (3) 生産年齢人口（将来世代）への財政負担増加の懸念

令和42年の生産年齢人口は、約3,407人で令和2年と比較して、約30.7%減少すると推計されています。また、老年人口と生産年齢人口の比率をみると、令和2年は働き手1.5人で高齢者1人を支えていましたが、40年後の令和42年の推計では、働き手1.6人で高齢者1人を支えることが見込まれます。(2.1.1 人口動向 (2) 人口の将来展望 参照)

仮に、令和42年の公共施設の延床面積が、令和2年度と同じ6.8万㎡のままで推移した場合、人口一人あたりの延床面積は令和2年度の約1.4倍となります。

主な納税者である生産年齢人口が相対的に減少する中で、現状のまま公共施設を維持した場合、町の財政運営上の負担が増すうえ、将来世代にさらに大幅な負担を強いることにつながると考えられます。

過大な施設を保有し続けることに伴う管理運営及び財政運営の両面の非効率化が懸念されます。

### (4) 厳しさを増す財政状況へ対応

令和2年度決算において、歳入72億6,476万4千円、歳出69億2,984万2千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億1,556万7千円となりました。

今後、町税については、人口減少や長引く新型コロナウイルス感染症の影響による、経済規模の縮小や地域産業（農業等）や企業の衰退等に伴い、一般財源の減少が見込まれます。

厳しい財政状況の中、将来にわたり適切な公共サービスの提供及び持続可能な財政運営を両立していくためには、施設保有量（解体）を図る必要があります。

しかし、公共施設等の解体を行うには、多額の事業費が必要となることから、財政負担を軽減・平準化するための一つの方策として、新たな基金を設置する必要があります。

今後は長期視点に立ち、逐次、各施設の個別施設計画（長寿命化計画）の改訂やインフラ系施設の再整理を含め、各種計画との調和のとれた資金積立を図りながら、適正な財政運営が必要となります。



## 第3章 公共施設等のマネジメント

### 3.1 基本方針のコンセプト

本町が町民に提供する公共サービスには、学校教育系施設、公営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設といった公共施設と道路・橋りょうといったインフラ施設があります。

これら既存の公共施設等について、今後は老朽化が加速していくことが見込まれます。

これに対し何ら対応をしなければ、近い将来、公共施設等の機能停止や崩壊、あるいは財政破たん等が起きる可能性は非常に高いと言えます。

同時に、本町を取り巻く社会や経済の情勢も変化しつつあります。

今後、少子高齢化や人口減少が進むとともに、公共施設等に求められる町民ニーズも変化していくことが予測されます。

このことから、現世代のみならず次世代の需要に応え得る、必要性の高い機能を提供していくための公共施設等のマネジメントへの取り組みが必要です。

公共施設等は、複合化や民間施設としての利用など、総量を削減してもその機能を維持できるよう工夫をすることができます。

次世代に利用価値の低い公共施設や財政負担を押し付けることなく、より良い公共施設等の環境をつないでいかななくてはなりません。

そのためには、公共施設等の機能、あり方について町民とともに検証し創造していく、これが本町の公共施設等のマネジメントへの取り組みの基本的な考え方です。

しかし一方、道路や橋りょうなどのインフラ施設は、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧等においても重要な基盤となるため、その削減には限界があります。

ただし、インフラ施設に、大きな予算を割り当てることになれば、その分公共施設の予算を削減しなければならず、最低限必要な公共施設も維持できなくなることも考えられます。

公共施設とインフラ施設とのバランスのとれた共存を視野に入れつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、そのマネジメントを成功へ導くためには、町民との協働は言うまでもなく、専門的なノウハウや資金を有する民間事業者等との連携や協力が重要となります。

#### 〔基本コンセプト〕

**持続可能で最適な公共サービスを提供する**

### 3.1.1 現状や課題に関する基本認識

各施設については、別添「施設カルテ」において現状把握を行い、各所管課が適切な時期に施設の維持補修等に努めます。

#### 《施設の概要》

施設の概要は、対象施設の配置状況、提供されているサービスの内容、施設の配置状況を整理しています。

#### 《建物の状況》

建物の構成、構造、延床面積、竣工年度、耐震化の状況、バリアフリー化の状況、簡易劣化診断に基づく劣化度など、主にハード面からの特徴を整理しています。

#### 《維持管理・運営に係る経費の状況》

建物の維持管理及び施設の運営にどの位の経費がかかっているのかなど、主にコスト面からの特徴を整理しています。

## 3.2 マネジメントの基本方針

更新費用の試算結果に基づき、公共施設とインフラ施設別に、今後、本町が将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るために、町全体として取り組まなければならない内容は次のとおりです。

### 3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針

#### 【基本方針 1】保有総量の抑制

将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るため、地域特性や将来的なサービス需要を十分に踏まえ、より一層積極的に既存施設の集約化・複合化や機能転換等を推進し、保有総量を可能な限り増やさずに必要なサービス量の確保に努めます。

また、老朽施設等は、解体を推進し、保有総量の抑制を図ります。

#### 【基本方針 2】将来更新費用の低減・平準化

建替えや大規模改修等にかかる将来更新費用を抑制し、町の財政負担を低減・平準化するため、建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を行い、既存施設の長寿命化を図ります。

また、老朽施設等の解体を推進するにあたり、財源を確保する方策として、新たな基金「小野町公共施設等解体基金」を設置し、適正な財政運営を図ります。

#### 【基本方針 3】公共サービスの質的向上

公共サービスの質的向上と財政負担の軽減を同時に推進するため、行政の管理・監督責任を適切に果たしつつ、指定管理者制度等の民間参入についても十分検討し、住民や地域活動団体を含めた多様な主体との連携・協働によるサービス提供の拡大を図ります。



### 3.2.2 インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設は、町民の生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラの機能を維持していくためには、厳しい財政状況の中であっても施設の縮減や廃止は現実的ではありません。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。

社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や、所定の機能を維持しながら施設を長持ちさせることなどで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### 【基本方針 1】 将来更新費用の低減・平準化

公共施設と同様に、既存インフラ施設の補修・補強等にかかる将来更新費用を抑制し、財政負担を低減・平準化するため、損傷が軽微な段階で補修・補強等の対策を行い、既存インフラ施設の長寿命化を図ります。

#### 【基本方針 2】 効果的・効率的な施設機能の維持

インフラ施設の機能の健全度をより効果的かつ効率的に維持するため、安全・安心で快適な生活を確保する上での重要度や緊急度、財政計画との整合性を十分に勘案しながら、従来にも増して計画的で高い実効性を伴った補修・補強等に努めます。

#### 【基本方針 3】 維持管理にかかる経費の削減

インフラ施設の日常的な維持管理や補修・補強等にかかる経費の削減に向け、民間企業の取り組み方法や新たな技術等を導入し、大規模な補修・補強等の機会を的確に捉え、耐久性の高い材料や工法等を導入する必要があります。

## 3.3 マネジメントの実施方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

- 町で保有する公共施設を長く、安全に利活用していくため、各施設の点検や診断を定期的の実施し、その結果に基づき適切な維持や修繕を行っていきます。
- 点検や診断結果の情報は、一元管理の上、計画策定課である総務課で取りまとめを行った上で、各所管課が適切な時期に施設の維持補修等を行えるよう庁内での情報共有を図ります。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 全庁的に建物や設備機器等の問題が、軽微なうちに適切な保全対策を講じる必要があり、現在までの維持管理の方法を再検証し、既存施設の長寿命化、建替え及び解体等に伴う将来投資費用の低減・平準化を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

- 町で保有する公共施設は、災害時の避難施設としての重要な役割を持っている施設もあるため、老朽し危険度の高い施設については、優先的に財源を充当した上で、速やかな安全確保及び長寿命化対策を図ります。
- インフラ施設については、その機能を発揮し続けるためには、経年劣化等に加え、地震等の自然災害にも耐える必要があるため、改修時期を適切に捉え、耐震性や安全性の向上を図る対策を行います。



#### (4) 耐震化の実施方針

- 耐震化が未実施の公共施設が存在することから、建築基準法改正前の建物については、施設の重要度や緊急度を把握し、優先順位を決めた上で、耐震診断を行います。  
診断の結果、強度の不足する建物については、財源を確保した上で耐震化工事等を行います。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- 公共施設の維持管理や修繕、更新等を行う場合には、長寿命化、建替え及び大規模改修等に伴う将来投資費用の低減・平準化を図ります。
- インフラ施設については、継続的に計画見直しを行いながら維持管理や修繕等を行います。
- その他の施設は、本計画に基づき必要に応じて個別の長寿命化計画の策定に努めます。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設のバリアフリー化にあたっては、全ての人にやさしい公共施設のユニバーサル社会の構築を目指して、障がい者、高齢者にとどまらない、誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。
- インフラ施設のうち、特に道路については、舗道の拡幅や段差解消等、歩行空間を快適にし、公共施設や公共交通網へのアクセシビリティを高めるための、一体的なまちづくりを推進します。

#### (7) 統合や廃止の推進方針

- 地域の特性や公共施設で提供するサービスの需要を十分に踏まえ、より一層積極的に既存施設の集約化や複合化、解体等を推進することで、保有総量を増やさず必要なサービス量の確保に努めます。

#### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 本計画に基づき、公共施設等のマネジメントを展開するとともに、その進捗状況を評価し、結果に基づき定期的に計画を見直す必要があります。  
他計画にも掲げているP (plan)、D (do)、C (check)、A (action) のマネジメントサイクルを行使し、総合的かつ計画的な管理の実現を図ります。



## 3.4 マネジメントの実行

### 3.4.1 マネジメントの実施体制

#### (1) 公共施設等マネジメントの推進体制の整備

##### ① 職員の意識醸成及び固定資産台帳情報の有効活用

公共施設等の再編成において、施設の管理は一義的に所管課が責任を持つこととなります。

そのため、所管課職員は当然のこと、避けては通れない公共施設等の更新問題に対応していかなければなりません。さらに、全庁的な協力体制のもとで取り組むことが求められていることから、全ての職員が公共施設等の再編成の必要性を理解することが必要です。

このため、あらゆる機会を捉えて公共施設等の再編に関する研修の機会を設けるなど職員の意識醸成を図るとともに、公共施設等の点検・診断、維持管理・更新等のサイクルを通じて、データを収集・蓄積して構築した固定資産台帳情報の共有化を推進し、所管課間の相互連携や統合に向けた調整のために有効活用します。

##### ② 町民との情報共有

公共施設等の再編成を実行していくためには、町民の理解と協力が必要です。

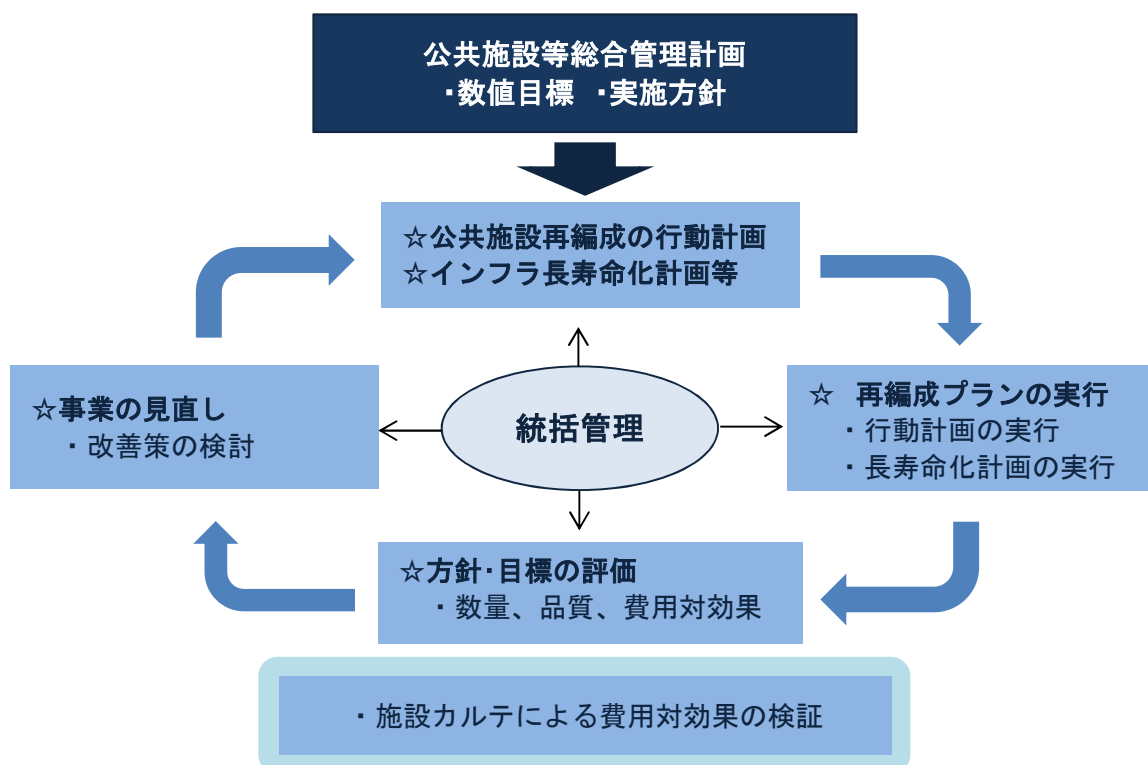
情報発信の方法を工夫し、情報の受け手である町民の理解を高め、情報共有に努めます。

その際、根拠のある数値データを集めることはもちろん、要点を絞り込んだ情報発信、一時期に大量の情報を発信しないことなどに留意します。

##### ③ フォローアップの実施

本計画は、PDCAサイクルにより進捗管理を行う必要があります。まず、施設の設置や最適化等については、庁内会議等で協議し調整を図ります。

次に、計画の実施及び進捗管理については、必要に応じて有資格者や外部有識者等の意見を聴取します。



### 3.4.2 計画的・効率的な維持管理

#### (1) 施設現況の把握

##### ① 点検の実施

公共施設については、日常・定期点検及び臨時点検を実施し、点検の履歴を記録し老朽化対策等に活かします。

また、公共施設の点検マニュアル及びチェックリストに基づき、施設担当者が当該施設の設備等の点検内容について理解するとともに、直接現場を確認することで説明責任を果たします。

##### ② 診断等の実施

インフラ施設については、個別の長寿命化計画等に基づき点検・診断を実施し、施設の安全性、耐久性を高めていきます。

#### (2) 施設情報の整備

##### ① 固定資産台帳の整備

本町では、平成27年度に固定資産台帳を再整備し統一的な基準に基づく運用を進めています。今後も適正な固定資産台帳の整備・運用を図ることにより、中長期的な財政シミュレーションの定期的な実施や計画の直しに活用します。

##### ② 公共施設の情報を一元管理できる仕組みの整備

固定資産台帳を基に、資産情報、コスト情報、竣工図、修繕図面、設備管理情報、保守点検及び施設利用などの公共施設の情報を一元管理できる仕組みを検討します。

##### ③ 公共施設カルテ

公共施設の再編成を実行する際には、多くの町民の納得が得られるよう、各公共施設に関する客観的なデータが必要となります。

このため、稼働状況や管理運営費用、建物の状態など、施設の費用対効果を示す客観的なデータとなる施設カルテを作成し、施設評価のツールとして活用します。

#### (3) 本計画及び個別施設計画の進捗管理・見直し

本計画の見直しは、原則5年ごとにPDCAサイクルにより行い、その際に、公共施設の縮減目標値についても見直しを行っていきます。

本計画の成果確認・見直しの検討については、見直し時期の1年前に行いますが、見直し時期以外であっても、人口等の推計と実状の乖離があった場合等、必要に応じて本計画の見直しを実施する必要があります。

また、既に策定済みの個別計画は、本計画との整合を図り、必要に応じて見直し等を検討します。

公共施設等の資産情報については、町民との情報共有を図る必要があるため、できる限り実態に即した情報を発信するため、毎年度更新を行うとともに、広報紙・ウェブサイト等で情報発信します。

## 第4章 施設分類別の基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設分類ごとの基本方針を以下のとおり設定します。

### 4.1 公共施設の基本方針

総量の抑制を最優先に考え、そのうえで長寿命化などの様々な取り組みを計画的に行います。

#### (1) 行政系施設

令和3年3月31日時点

対象施設	施設数	基本方針
庁舎等 ・小野町役場 (役場庁舎、役場分庁舎、北側倉庫、 第一会議室、消防団本部、水防倉 庫、東側車庫、車庫(旧弓道場)) ・子育て支援課事務所(子育て世代 包括支援センター)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野町役場庁舎については、耐震性不足や老朽化等により建替えを検討します。役場分庁舎などについては、庁舎整備に伴い本庁舎との集約化を検討します。</li> <li>・子育て支援課事務所については、庁舎整備に伴い本庁舎との集約化を検討し、当該施設は用途変更の上で修繕し維持を図ります。</li> </ul>
消防施設 ・各ポンプ置場等	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ポンプ置場については、必要に応じて改築し機能を維持します。</li> <li>・老朽化した防火水槽については、減水時には早急な修繕を行い、漏水防止を図るなど、消防水利の維持管理に努めます。</li> </ul>

#### (2) 町民文化・社会教育系施設

対象施設	施設数	基本方針
集会施設(町全体) ・こまち交流館 ・多目的研修集会施設	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的研修集会施設については、平成30年度及び令和元年度の2カ年にわたり屋上防水及び外壁塗装、エントランスの修繕により長寿命化を図っているため現状維持とします。</li> <li>・こまち交流館については、解体又は施設管理者である管理運営協議会への移譲を検討します。</li> </ul>
集会施設(各地域) ・本町地区コミュニティセンター ・大八多目的集会施設 等	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には長寿命化を図り機能を維持しますが、一部の施設については、各行政区の施設管理者に移譲するか、解体を検討します。</li> </ul>
公民館 ・雁股田分館 (公民館・体育館)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館については、一定の利用があるものの、校舎については、年1回程度の利用であるため、多用途に利活用できるよう教育財産から普通財産への移管を検討します。</li> </ul>
その他(社会教育系施設) ・勤労青少年ホーム ・ふるさと文化の館	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと文化の館については、令和元年度から3カ年かけて屋上防水及び外壁修繕を行っており長寿命化を図っているため現状維持とします。</li> <li>・勤労青少年ホームについては、多目的研修集会施設と同様長寿命化を図っています。多目的研修集会施設と一体となった利用が多いことから現状維持とします。</li> </ul>

## (3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設	施設数	基本方針
交流施設 ・湯沢体験農園管理施設	1	・長寿命化を図りながら機能を維持します。
体育館等 ・湯沢地区活性化センター(体育館) ・少年柔道場 ・多目的運動施設 ・町民体育館・海洋センター	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢地区活性化センターについては、長寿命化を図りながら機能を維持しますが、老朽化等により大規模な改修等が必要となった時期に解体を検討します。</li> <li>・少年柔道場については、町民体育館・海洋センターなどの集約化を検討します。</li> <li>・多目的運動施設については、平成28年度に供用を開始し、防水シート等にも損傷は発生していないことから現状維持とします。</li> <li>・町民体育館・海洋センターについては、都市公園内に位置し、住民の健康増進の場として重要であり、集約化や複合化は施設規模の観点からも困難であるため、長寿命化を図りながら機能を維持します。</li> </ul>

## (4) 学校教育系施設

対象施設	施設数	基本方針
学校等(小学校) ・小野小学校	1	・長寿命化を図りながら機能を維持します。
学校等(中学校) ・小野中学校(給食センター含む)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎については、長寿命化を図りながら機能を維持します。</li> <li>・給食センターについては、改築した上で機能を維持します。</li> </ul>
幼稚園 ・小野わかば幼稚園	1	・令和4年度に解体予定です。

## (5) 保健福祉系施設

対象施設	施設数	基本方針
保健福祉施設 ・火葬場おの悠苑・ペット火葬場 ・屋内ゲートボール場 ・老人憩の家たかむら荘 ・緑とのふれあいの森公園	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場・ペット火葬場については、長寿命化を図りながら機能を維持します。</li> <li>・屋内ゲートボール場については、長寿命化を図りながら機能を維持するとともに、都市公園内施設などとの集約化についても検討します。</li> <li>・たかむら荘については、現状の機能を維持します。</li> <li>・緑とのふれあいの森公園施設については、長寿命化を図りながら機能を維持します。</li> </ul>
児童福祉施設(保育所・児童園) ・中央さくら保育園 ・飯豊ひまわり保育園 ・夏井おおすぎ保育園 ・浮金つつじ児童園	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央さくら保育園については、令和4年度に解体予定です。</li> <li>・飯豊ひまわり保育園、浮金つつじ児童園については、解体を検討します。</li> <li>・夏井おおすぎ保育園については、長寿命化を図りながら子育て支援施設としての活用を検討します。</li> </ul>

## (6) 公営住宅等

対象施設	施設数	基本方針
公営住宅等 ・槻木内 Y 団地 ・小野町交流・定住支援館 (町営住宅) 等	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団子田団地は令和 3 年度解体済みです。</li> <li>・槻木内 Y 団地、館廻団地、七生根団地、須和間団地、前之内団地、品ノ木団地、五百成団地、光明院団地、町営中通団地、町営七生根団地については、用途を廃止します。</li> <li>・七合田団地、高山団地、高山平屋団地、鬼石団地、特賃住宅槻木内第 2 団地、特賃住宅駅前団地、町営知宗団地、町営住宅交流・定住支援館については、小野町公営住宅長寿命化計画に沿って維持・管理を進めます。</li> <li>・交流・定住支援館については、館内の移住情報プラザつどっておのまち、レンタルオフィスと一体的な維持・管理を進めます。</li> </ul>

## (7) その他施設

対象施設	施設数	基本方針
その他施設 ・小野町交流・定住支援館 (移住情報プラザつどっておのまち、 レンタルオフィス) ・旧公民館 ・旧羽出庭つくし児童園 ・旧小戸神小学校 ・旧夏井第一小学校 ・旧夏井第二小学校 ・旧飯豊小学校 ・旧浮金小学校 (宇東) ・旧浮金小学校 (林内) ・旧 JT 所長住宅 ・旧小戸神小学校校長住宅 ・旧夏井第一小学校校長住宅 ・旧浮金小学校校長住宅 ・小野中学校校長住宅 ・小野新町駅前公衆用トイレ	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流・定住支援館については、館内の町営住宅と一体的な維持・管理を進めます。</li> <li>・旧公民館については、貸付期間中は修繕しながら機能の維持に努めますが、貸付期間終了後は解体を検討します。</li> <li>・旧羽出庭つくし児童園については、貸付期間中は修繕しながら機能の維持に努めますが、貸付期間終了後は解体を検討します。</li> <li>・旧小戸神小学校については、貸付期間中は修繕しながら機能の維持に努めますが、貸付期間終了後は解体または借主に移譲などを検討します。</li> <li>・旧夏井第一小学校については、移譲、払下げを検討します。</li> <li>・旧夏井第二小学校については、解体を検討します。(役場書庫の整備については別途検討)。</li> <li>・旧飯豊小学校については、貸付期間中は修繕しながら機能の維持に努めますが、貸付期間終了後は解体または借主に移譲などを検討します。</li> <li>・旧浮金小学校 (宇東) については、解体を検討します。</li> <li>・旧浮金小学校 (林内) については、移譲、払下げ、貸付を検討します。</li> <li>・各旧小学校のプールについても解体を検討します。</li> <li>・旧小戸神小学校校長住宅、旧浮金小学校校長住宅、旧 JT 所長住宅、小野中学校校長住宅については、解体を検討します。</li> <li>・旧夏井第一小学校校長住宅については、令和 3 年度解体済みです。</li> <li>・小野新町駅前公衆用トイレについては、機能の維持に努めます。</li> </ul>
浄水場 ・八反田浄水場 ・槻木内浄水場 ・こまち浄水場	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野町水道事業経営戦略等に沿って維持・管理を進めます。</li> </ul>

## 4.2 インフラ施設の基本方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

令和3年3月31日時点

対象施設	施設数	基本方針
道路 ・町道	296 路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在まで、社会資本整備総合交付金を活用しながら町道の維持補修工事等を行い、長寿命化に取り組んでいます。今後、道路・橋りょうとも耐用年数を迎える施設があることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。</li> </ul>
道路 ・農道、林道	34 路線	
橋りょう	87 橋	
公園 ・都市公園	1 箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園については小野町公園施設長寿命化計画に基づき計画的に維持・管理と整備を実施していく必要があります。</li> </ul>
上水道 ・水道施設	全設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野町水道事業経営戦略等に基づき漏水防止、安定供給等のために計画的な更新を進めるとともに、人口動向や将来の水需要の動向を踏まえながら、適正な施設能力の確保に努め、安定した水の供給を確保する必要があります。</li> </ul>
下水道 ・浄化槽設備	378 基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽整備については小野町生活排水処理基本計画ならびに田村市・小野町地域循環型社会形成推進地域計画に基づき計画的に維持・管理と整備を実施していく必要があります。</li> </ul>
一般廃棄物処理施設 し尿及び浄化槽汚泥 処理施設	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、町のごみ処理は田村広域行政組合（以下、「組合」という。）で行っていますが、組合は令和4年度末で解散が予定されており、組合解散後は、現在改修や新設を進めているごみ処理施設で処理することとしています。</li> <li>し尿及び浄化槽汚泥の処理については、令和4年8月までは組合の施設で処理することとしています。令和4年9月からは現在建設を進めている、し尿処理施設で処理することとしています。</li> <li>なお、ごみ処理施設及びし尿処理施設の建設や改修、管理運営については、小野町と田村市との共同事業により行うこととしています。</li> </ul>

## 改正の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成 28 年 12 月 16 日	「小野町公共施設等総合管理計画《第 1 版》」策定	
平成 29 年 3 月 30 日	「小野町公共施設等総合管理計画《第 2 版》」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋りょうの将来の更新費用の見直し（試算方法を見直したため）</li> <li>・第 4 章 施設分類別の基本方針（全施設の基本方針を追記したため）</li> </ul>
令和 4 年 3 月 31 日	「小野町公共施設等総合管理計画《第 3 版》」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」及び、総務省自治財政局財務調査課長通知（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号）「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき改訂したため。</li> </ul>

笑顔とがんばりの町

福島県小野町  
〒963-3492  
福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地  
Tel 0247-72-2111 Fax 0247-72-3121  
E-mail <https://www.town.ono.fukushima.jp/>



イメージキャラクター「小桜ちゃん」